

法科大学院

自己評価書

金沢大学大学院法務研究科法務専攻

平成 26 年 3 月

金 沢 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	24
	第4章 成績評価及び修了認定	30
	第5章 教育内容等の改善措置	43
	第6章 入学者選抜等	50
	第7章 学生の支援体制	66
	第8章 教員組織	74
	第9章 管理運営等	87
	第10章 施設、設備及び図書館等	92
	第11章 自己点検及び評価等	95

## I 現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
金沢大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地  
石川県金沢市
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）  
学生数：50 人  
教員数：16 人（うち実務家教員 4 人）

### 2 特徴

本研究科の基本的な教育目標は、本学における学士課程、大学院課程を通じた法学教育の教育目標である「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」を根幹としている。学士課程における法学教育は、法を対象とする諸学問の教育研究の場であり、そこでの修学の中心が実定法の解釈学に置かれることは自然の傾向であるものの、法律を適用して紛争を解決し、あるいは種々の政策を策定するのはあくまでも「人」であり、その適用対象もまた基本的には「人」である。したがって、法を解釈・適用し、運用する者が、「人」の現に生活する社会に対して常に関心を払い、深い理解を示すということが、「法による支配」にとって不可欠となる。

このような基本的な教育目標の下、本学は、今日に至るまで約 170 人の法曹を輩出し、また、北陸地域を中心に、企業人、行政官、法学・政策学系研究者等地域社会に貢献しうる多数の人材を輩出するなど、高等教育機関としての社会的役割を果たしてきた。

こうした背景のもと、本研究科は、司法制度改革審議会の意見書に示された制度改革の趣旨、並びに法科大学院の全国適正配置の方針を踏まえ、本学における法学教育共通の基本的な教育目標のもと、法曹養成に特化した専門職大学院として平成 16 年 4 月に設置された。

その際、①本研究科が金沢市という地方都市に位置し、弁護士過疎地域に隣接する地に位置することといった地域的特性、②北陸を中心とした地域社会において高等教育機関としての社会的役割を果たしてきたという本学の歴史にかんがみ、「地域に根ざした法曹養成」を本研究科の基本理念として掲げた。この基本理念に基づく教育目標にかかわる本研究科の具体的な特徴については次項に譲り、本研究科の特徴を以下に述べる。

#### 徹底した少人数教育

本研究科は、1 学年定員 25 人（平成 21 年度までは 40 人）であり、法科大学院としては小規模である。そのため、必然的にすべての授業において、少人数教育が実践されている。特に、2 年次以降に担当している演習・総合演習においては、1 学年を 2 クラスに分けて授業を実施するため、1 クラスの人数は約 10 人強となり、教員と学生、学生相互の活発な討論が可能となる。また、主に 1 年次に開講される講義についても、受講者は最大で約 20 人（短縮コースの定員数が 5 人のため）にとどまるため、教員は学生の理解度を見極めながら授業を展開することが十分に可能であり、双方向・多方向の授業も実践しやすい状況が常に作られている。

さらに、学生数が少ないことは必然的に、教員と学生との距離を縮め、学修指導に大きな効果をもたらす。教員は適宜、相互に情報を交換しながら個々の学生の個性、学修の進捗度等を容易に把握することができ、これに応じた学修指導をすることができる。

#### 地域に根ざした実践的な教育

本研究科は北陸三県の弁護士会（金沢弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会）から全面的な協力・支援を受け、理論と実務の架橋を意識した実践的な教育を実施している。さらに、上記の実践的な教育を行う過程で、①金沢地方裁判所、金沢家庭裁判所、金沢地方検察庁及び名古屋高等検察庁金沢支部から、裁判員制度や参与員制度に関する資料の提供・レクチャー、②金沢刑務所及び金沢地方法務局における施設見学等、地元の法曹及び法務行政機関から様々な形で協力を得て、教科書だけの学修にとどまらない、実務を踏まえた教育を実践している。

## II 目的

本研究科は、本学における法学教育に通底する考え方である「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」を根幹としつつ、金沢市という地方都市に位置すること、弁護士過疎地域に隣接する地に位置することといった地域的特色、さらには、北陸を中心とした地域社会において高等教育機関として社会的役割を果たしてきたという本学の歴史に鑑み、**地域に根ざした法曹養成**を本研究科の基本理念として掲げている。これに基づき、次の二つを教育目的に据えている。

### 1. 適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成

北陸地方に限らず、我が国の地方都市では、法律事務所の多くは弁護士1人の個人経営又は2～3人による小規模な共同経営によって運営されている。当然、大都市における大規模法律事務所のように、専門化・分業化は進んでいない。ところが、持ち込まれる事件の種類は、民事、刑事、行政の各分野に及び、その内容も、交通事故、医療事故、消費者問題、労働事件、環境問題、相隣関係、離婚、相続、特許紛争など多岐にわたる。弁護士は、これらの事件を、紛争の端緒から終局段階に至るまで、一人で処理しなければならない。ここで必要とされるのは、ある特定の狭い先端的分野だけの専門家ではなく、日常的に生じうるあらゆる法的問題をバランス良く包括的に解決することのできる能力を備えた法律家である。

そこで、本研究科では、様々な法的紛争を適切かつ迅速に解決すべく、事件を分野横断的に捉えることができる法律家を養成することを第1の目的としており、この目的を達成するため、以下のとおり教育目標を設定している。

- ①法律基本科目のバランスのとれた習熟
- ②紛争解決に関する手続・実務への精通
- ③紛争類型に則した分野横断的な洞察力の養成

すなわち、あらゆる法的問題の解決及びそのプロセスがたった一人の法律家に委ねられる場面が多いことを考えると、解釈法学、紛争解決法学の根幹を成す法律基本科目の習熟が不可欠なのは言うまでもなく、さらに、実体法のみならず手続法についても、理論・実務の両面において精通していることが不可欠である。また、複数の領域にまたがる複雑な問題を一人で処理するためには、広い視野に立った分野横断的な洞察力を備えていることが必須となる。

### 2. 紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成

第1の目的に加え、一方では、21世紀の社会を担う法曹は、単に法的紛争の解決のみにとどまらず、紛争予防のためのシステムを構築することに対して、重要な役割を担っていかなければならない。特に、地方分権がますます進む今日、地方自治体の各種審議会等において、既存の法制度や組織の整合性に配慮しながら将来起こりうる問題解決・紛争予防のための枠組み作りに指導的役割を期待される場面が多くなると予想される。他方では、契約書や遺言書の作成、個人の財産管理、会社設立等、私人間に生じる法的問題の調整も、弁護士過疎地域においては、法曹の重要な業務の一つであると考えられる。

そこで、本研究科では、《公・私》の場面において、紛争予防のための調整能力を備え、社会貢献をなしうる法律家の養成を、第2の目的としており、この目的を達成するため、以下のとおり教育目標を設定している。

- ①社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力の育成
- ②私的紛争を予測・回避する能力の養成

もっとも、①と②の関係については、すべての学生が①、②の両者を達成しなければならないと捉えるのではなく、個々の学生が自らの興味・関心や目指す法曹像に応じて、少なくともいずれか一方を達成することができれば足りる教育目標と位置付けている。

本研究科では、このような教育目標の達成という観点から、カリキュラムを編成している。

### Ⅲ 章ごとの自己評価

#### 第1章 教育の理念及び目標

##### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育の理念及び目標

###### 基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本研究科は、平成 13 年 6 月の「司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度」の趣旨に則り、従来の司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験及び司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核を成す専門職大学院として設置された。

法科大学院の設置目的は、上記意見書にもあるとおり、「司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立すること」であり、その教育理念は、法学の理論的教育と実務的教育との架橋を意識しつつ、以下のとおり設定されている。

- ① 法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図ること
- ② 専門的な法知識の習得と、それを批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、あるいは事案に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成すること
- ③ 先端的な法領域についての基本的な理解、社会に生起する様々な問題に対する広い関心、法曹としての責任感や倫理観を涵養すること

本研究科は、上記の観点から、本学における法学教育に通底する考え方である「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」を根幹としつつ、金沢市という地方都市に位置すること、弁護士過疎地域に隣接する地に位置することといった地域的特色、さらには、北陸を中心とした地域社会において高等教育機関として社会的役割を果たしてきたという本学の歴史に鑑み、「地域に根ざした法曹養成」を本研究科の基本理念として掲げている。そして、この基本理念は、本研究科学生に対しては、毎年度初めのオリエンテーション時に配布される「履修の手引」に明記され（別添資料 4：2013（平成 25 年度）大学院法務研究科履修の手引 1 頁）、教務・学生委員長により学生及び教員に説明している。他方、社会一般に対しては、各年度の本研究科のパンフレット（別添資料 1：2014 年 法務研究科案内 2 頁「基本理念」）及びウェブサイト（別添資料 14：法務研究科ウェブサイト（PC 版）（携帯電話サイト版））

さらに、本法科大学院の基本理念及び教育目標を具体的に記述した「教育目標及び教

育課程編成実施の方針（カリキュラムポリシー）」では、①法そのものの知識を習得することと同時に、人や社会に対する深い洞察力を養うことで、地域社会の人の立場にたった法律家を養成すること、②地方都市における法律家として、扱われる多種多様な事件をひとりで解決するために、適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる能力の育成を図ること、③21世紀を担う法律家として、紛争の解決のみならず、紛争予防にも重要な役割を果たすため社会貢献することのできる法律家の養成、すなわち、社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力、そして私的紛争を予測・回避する能力の育成を図ること、④理論と実務を架橋する高度な教育を実施するために、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができる教育課程を編成することを挙げている。これらは、21世紀に向けての司法制度改革の一端として計画・審議された法曹養成のための専門職大学院である法科大学院制度の目的に合致するものである。【解釈指針1-1-1-1, 1-1-1-2】

**基準 1-1-2**

**教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。**

(基準 1-1-2 に係る状況)

本研究科の「地域に根ざした法曹養成」という基本理念に基づき、次の2つを教育目的の柱に据えている。(別添資料1：2014 法務研究科案内2-3頁)

- ① 適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成
- ② 紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなす法律家の養成

このような教育目的及び教育目標を達成するため、第2章において詳しく述べるように、教育課程を編成し、さらに次のような工夫をしている。

- ① 「法学入門」、「法情報調査」といった導入教育を授業期間開始前に実施している。
- ② 学年進行に応じ、基礎から応用へ、実体法から手続法へ、理論から実務へと段階的な学修を行い、理論的教育と実務的教育の架橋に留意した総合的な理解を深める教育課程を編成している。
- ③ 地域社会においてゼネラリスト的な活躍が可能となるよう、多様な選択科目を配置している。
- ④ 地方公共団体における政策決定の場面で活躍する法曹を養成するため、政策系の科目を多く配置している。
- ⑤ 本学における法学教育の根幹を成す考え方である「人間と社会に対する健全な関心と判断能力」を涵養するため、また、法曹としての職業倫理、責任感及び正義感を涵養するため、「法曹倫理」を必修科目として配置している。
- ⑥ 本研究科が養成しようとする三つのタイプの法曹を想定し、それぞれに応じた履修モデルを提示し、履修指導を行っている。

新司法試験の合格状況については、平成20年において合格率が全国平均を大きく下回ったため、教員相互の授業参観及びFD研修にて教育内容の改善に努めるなど教育方法を改善した結果、平成21年度以降の合格率が回復し、全体平均と同程度を維持しており、法科大学院における法曹養成の責務を果たしている。(データ1-1, 1-2)

修了生の進路についても、北陸三県はもとより、東北、関東、四国、九州等所在の弁護士会に所属し、地域に根差した法曹として活動する者が中心である。(データ1-3)

また、学生の学業成績及び在籍状況についても、良好である。【解釈指針1-1-2-1】(様式2：学生数、別添資料2：科目別受講者数・成績分布等調)

**【データ1-1】 修了生の進路** 単位：人

修了年度	修了者数	司法試験 合格者数 (累積)	裁判官・弁 護士登録 者数	司法修習 中	国家公務 員就職者 数	地方公務 員就職者 数	その他(大 学院修士課 程・企業)
平成17年度	2	2	2				
平成18年度	31	12	12		1	2	4
平成19年度	37	10	9	1		6	7
平成20年度	26	13	13		1	2	5
平成21年度	29	17	17		1	1	1
平成22年度	31	11	11		1	1	5
平成23年度	21	5	3	2		1	2
平成24年度	17	5	3	2		1	
平成25年度	14	2		2			
合計	208	77	69	7	4	14	24

(平成26年10月1日現在) (修了生アンケート結果を基に作成)

**【データ1-2】 司法試験の状況** 単位：人

	全国			本学		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
平成20年度	6,261	2,065	32.98%	47	4	8.51%
平成21年度	7,392	2,043	27.63%	49	11	22.44%
平成22年度	8,163	2,074	25.40%	54	17	31.48%
平成23年度	8,765	2,063	23.53%	64	15	23.43%
平成21～23年度計	24,320	6,180	25.41%	167	43	25.74%

(平成24年5月1日現在) (法務省発表新司法試験合格状況を基に作成)



【データ1-3】都道府県別弁護士登録者数

都道府県	人数
宮城	1
東京	7
神奈川	2
静岡	1
愛知	4
富山	8
石川	18
福井	7
京都	1
兵庫	1
徳島	1
高知	1
愛媛	1
鳥取	1
福岡	1
長崎	1
熊本	0
合計	63

(平成24年5月1日現在)

(修了生アンケート結果を基に作成)

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本研究科においては、法科大学院の設立趣旨を踏まえつつ、地域特性に基づいた基本理念、目的及び目標を掲げ、基本理念等に応じたカリキュラム編成を行っている。すなわち、基本理念からカリキュラム編成までを一貫した考えの下に構成している。その結果、本研究科修了生は弁護士として石川県を中心に地方都市で活躍している。

また、1学年25人という少人数教育により、学生と教員間の距離を縮め、掲げたカリキュラムに沿って手厚い教育が可能となっている。

法曹が地方自治体において果たす社会的役割として紛争予防にも着目し、これに対応しうる法曹を養成するための教育目的を掲げている点も本研究科の特長である。

### (2) 課題等

該当なし

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

##### (1) 本学における法学類教育と本研究科における教育との関係

本学法学類の理念・目標は、「現代社会に対して幅広い関心を持ち、より良い社会の実現のために法的・政策的な観点から問題の解決策を導き出せる人材を育成する」ことである。このような観点から、法学類では、「企業関係法コース」と「公共法政策コース」を設け、さらに、将来、法律の専門能力の修得のために大学院進学を視野に入れた「総合法学コース」を2008年に設けている。(別添資料3：2013年 金沢大学人間社会学域法学類案内2頁「法学類教育方針」)

他方、本研究科は、法曹養成に特化した専門職大学院として、また、地方都市に位置し弁護士過疎地域に隣接する金沢市に設置された法科大学院として、「地域に根ざした法曹養成」を教育の基本理念に掲げ、この理念に基づいた以下の教育目的の下、カリキュラムを編成している。(別添資料1：2014年 法務研究科案内3頁「教育目的」)

- ① 適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成
- ② 紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成

##### (2) 本研究科における教育課程の編成

##### ① 段階的な学修及び理論と実務の架橋を意識した教育課程

本研究科では、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができる教育課程を編成している。(様式1、別添資料1：2014年 法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」、6頁「履修モデル」、別添資料4：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引10-11頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」)

まず、特に社会人及び他学部出身者が速やかに法律科目の授業を受けられるように、1年次前期の授業期間開始前に、導入科目として「法学入門」を配置し、また、法律科目を学ぶために必要な法情報の調査収集(法令、判例、文献の検索方法等)やまとめ方などを修得させる「法情報調査」を配置している。

これに引き続き、1年次においては、法律基本科目のうち、公法(憲法、行政法)、

民法，商法，刑法といった実体法の講義を配置し，2年次においては，法律基本科目のうち，民事訴訟法，刑事訴訟法といった手続法の講義を配置するとともに，法律基本科目の演習を配置し，3年次において公法，民事法，刑事法の各分野につき分野横断的な問題や理論と実務の両面に及ぶ問題を扱う総合演習を配置している。

さらに，実務的教育との関係でも，理論的教育との連携及び架橋を強く意識したカリキュラムを編成しており，そこでは豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養することも目指している。2年次前期に「エクスターンシップ」，2年次後期に「民事訴訟実務の基礎」，「法曹倫理」を配置し，その後の3年次前期に「刑事訴訟実務の基礎」，「クリニック」を配置することで，理論的教育を踏まえて実務的教育が行われるように，かつ実務的教育の中でも段階的に学習が進められるように配慮している。【解釈指針2-1-1-1，2-1-1-2】

## ② 地域に根ざした法曹となるための幅広い学識の涵養

地域社会で活躍しうる法曹になるためには，幅広い法分野における学識を備えている必要があることから，基礎法学・隣接科目及び先端・展開科目において，特定の分野に偏ることなく多様な授業科目を配置し，地域社会においてあらゆる法的問題に対処することのできる幅広い学識の涵養を図っている。(様式1，別添資料1：2014年法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」，別添資料4：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引10-11頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」，別添資料5：Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画 62-113頁)【解釈指針2-1-1-2】

**基準 2-1-2 : 重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

**(1) 法律基本科目**

(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

**(2) 法律実務基礎科目**

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

**(3) 基礎法学・隣接科目**

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

**(4) 展開・先端科目**

(応用的・先端的な法領域に関する科目, その他の実定法に関する多様な分野の科目であって, 法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本研究科は, 次の授業科目を開設しており, 上記各号に掲げる授業科目を適切に開設している。(別添資料 4 : 2013(平成 25 年度)大学院法務研究科履修の手引 10-11 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」)

**(1) 法律基本科目**

法律基本科目として導入 1 科目, 公法系 5 科目, 民事系 11 科目, 刑事系 6 科目を開設している。「公法 I」は憲法, 「公法 II」は行政法を扱う講義である。いずれも, 将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を実施している。

法律基本科目うち, 「民事法総合演習 I」及び「民事法総合演習 II」については, 最終学年に開講することから, 総仕上げという性質を有しているため, 内容としては, 民法・民事訴訟法といった法律基本科目から成り, 民事裁判に関する実務の基礎を確認・深化することを目指したものとなっている。(様式 1, 別添資料 5 : Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画)【解釈指針 2-1-2-1】

**(2) 法律実務基礎科目**

法律実務基礎科目として「法情報調査」, 「法曹倫理」, 「民事訴訟実務の基礎」, 「刑事訴訟実務の基礎」, 「エクスターンシップ」, 「クリニック」及び「模擬裁判」を開設している。「法情報調査」では, パソコンを用いて法情報を検索することを学ぶ。「法曹倫理」では, 法曹三者それぞれの立場から法曹としての倫理感・責任感を涵養する。

「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」においては, 法律基本科目における学識を踏まえて要件事実・事実認定論及び法文書作成の基礎を修得させる。「エクスターンシップ」では, 一定期間にわたり弁護士事務所で業務に従事させることにより, 法理論が実務でどのように用いられているのか, 修得した実務の基礎が実際にどのように業務に結びついているのかを体験的に学ばせるとともに, 法曹としての責任感を体験させる。「クリニック」では, 無料の法律相談を受けることにより, 生の紛争に触れさせ, 紛争解決の難しさを実感させ, 法曹としての責任感を体験させる。また,

平成20年度から開講した「模擬裁判」では、民事・刑事それぞれの争点整理や起案書の作成から弁論までを体験する。「法情報調査」を除き、いずれの授業科目も実務家教員が担当し、法律基本科目と連携しつつ法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育を実施している。【解釈指針2-1-2-2】(様式1, 別添資料5: Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画)

### (3) 基礎法学・隣接科目

この科目群では、まず、法とは何かを学ぶ「法理学」を始めとし、我が国の法律の由来や根拠を学ぶ「日本法の歴史」や「西洋法の歴史」、「英米法」、さらに社会の在り方を学ぶ「刑事政策」、「政治学」、「地方自治の現状と課題」、「公共政策論(政策法務)」など法に対する理解の視野を広げる専門的な教育科目を置いている。【解釈指針2-1-2-3】(様式1, 別添資料5: Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画)

### (4) 展開・先端科目

この科目群は法律基本科目中実体法を修得した後、高度の専門的教育を行うという観点から置かれている「知的財産法」、「法医学」、「国際取引法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」等や実務との融合に配慮して講師も実務家を中心に配置されている科目として「紛争とその法的解決Ⅰ」、「紛争とその法的解決Ⅱ」、「民事保全・執行法」、「消費者法」等がある。【解釈指針2-1-2-4】(様式1, 別添資料5: Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画)

なお、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開設されている授業科目は、すべて授業科目名称に合致した教育内容となっており、法律基本科目に当たる授業科目と重複することのないよう工夫している。(別添資料5: Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画)

**基準 2-1-3 : 重点基準**

各授業科目が適切な科目区分にシテ開設されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

本研究科が 2-1-2 で掲げた 4 分類の授業科目は、いずれも当該科目区分に適合した内容のものである。

特に、法律基本科目の周遍的な問題を扱うことのある「消費者法」等の展開・先端科目は実務家が行う、あるいは実務家が参加することにより、該当法律基本科目の延長になることがないよう計画している。したがって、実質的にも、法律基本科目に当たる授業科目が展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設されることはなく、授業の内容・形態も適切な科目区分に従って開設するよう考慮されている。【解釈指針 2-1-3-1】(様式 1, 別添資料 5 : Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画)

**基準 2-1-4 : 重点基準**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

(1) 法律基本科目

本研究科における法律基本科目の単位数は、次のとおりである。

- ① 公法系 5 科目 14 単位
- ② 民事系 11 科目 32 単位
- ③ 刑事系 6 科目 16 単位

それぞれの授業科目は、基準 2-1-2 で記したとおりである。このほかに、導入科目として、公法系、民事系、刑事系すべてに共通する法学の基礎知識を教育する「法学入門」(1 単位)を置いている。これらの授業科目は、すべて必修科目である。また、段階的に履修できるよう科目の年次配当についても配慮している。(様式 1, 別添資料 4 : 2013(平成 25 年度)大学院法務研究科履修の手引 10-11 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」, 別添資料 1 : 2014 年 法務研究科案内 4 頁「カリキュラムの構成」)

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目としては、「法情報調査」(1 単位)、「法曹倫理」(2 単位)、「民事訴訟実務の基礎」(2 単位)、「刑事訴訟実務の基礎」(2 単位)を必修科目として、「エクスターンシップ」(2 単位)、「クリニック」(2 単位)、「模擬裁判」(2 単位)を選択必修科目(4 単位の修得)として開設している。また、段階的に履修できるよう科目の年次配当についても配慮している。(様式 1, 別添資料 4 : 2013(平成 25 年度)大学院法務研究科履修の手引 10-11 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」, 別添資料 1 : 2014 年 法務研究科案内 4 頁「カリキュラムの構成」)

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、基準 2-1-2 で記した 8 科目を開設している。内容的にも、基礎法、外国法、政治・公共政策とバラエティーに富んでおり、各学生の関心に応じて効果的な履修ができるよう開設科目の内容を充実させているだけでなく、年次配当についても、1 年次から 3 年次までの間に選択の上、受講できるよう配慮している。とりわけ、本研究科が教育目的の一つとして掲げる「紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成」とは、紛争予防の観点から行政過程における政策策定や条例制定過程に参画することで地域社会に貢献することのできる法律家の養成を考えており、そのため、政治・公共政策に関する授業科目として「政治学」、「地方自治の現状と課題」及び「公共政策論(政策法務)」を隣接科目として配置している。

基礎法学・隣接科目から 4 単位を選択必修として修得する。(様式 1, 別添資料 4 :



2013(平成 25 年度)大学院法務研究科履修の手引 10-11 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」, 別添資料 1 : 2014 年 法務研究科案内 4 頁「カリキュラムの構成」)

#### (4) 展開・先端科目

展開・先端科目としては, 18 科目を選択科目として開設している。本研究科の基本理念である「地域に根ざした法曹」は, ある特定の限られた法領域のエキスパートであるよりも, むしろあらゆる分野の法律問題を一定水準維持しながら処理することのできるゼネラリストであることが要求される。このような見地から, 本研究科では, 特定の分野に偏った授業科目を置くのではなく, できるだけ幅広い法分野の授業科目を開設している。

展開・先端科目については, 12 単位以上を選択必修としており, また, 年次配当については, 2 年次または 3 年次のいずれかで選択の上, 受講できるよう配慮している。

(様式 1, 別添資料 4 : 2013(平成 25 年度)大学院法務研究科履修の手引 10-11 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」, 別添資料 1 : 2014 年 法務研究科案内 4 頁「カリキュラムの構成」)

上記のことから, 教育上の目的に応じ, 適切な単位数の授業科目を開設するとともに, 適切に必修・選択必修の分類が行われ, また, 段階的に履修できるよう科目の年次配当についても配慮している。

**基準 2-1-5 : 重点基準**

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） 10 単位
- (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 32 単位
- (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 12 単位

（基準 2-1-5 に係る状況）

本研究科において、法律基本科目に該当する科目はすべて必修科目になっており、科目区分ごとの単位数は、以下のとおりである。

- (1) 公法系科目 5 科目 14 単位
- (2) 民事系科目 11 科目 32 単位
- (3) 刑事系科目 6 科目 16 単位

このほかに、導入科目として、公法系、民事系、刑事系すべてに共通する法学の基礎知識を教育する「法学入門」（1 単位）を置いている。

公法系科目と刑事系科目で、標準単位数を4単位上回って開講されており、また、総単位数では、63 単位となっているが、これは、必修総単位の上限である62 単位に法学未修者1年次に配当される法律基本科目6 単位を加えた単位数(68 単位)の範囲内にある。

前記に関しては、中央教育審議会において、「法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、法律基本科目の単位数を6 単位程度増加させること」が提言されたことを踏まえ、平成22年度から1年次配当科目中、「公法Ⅱ」、「商法」、「刑法Ⅰ」の3科目において2 単位を増加させている。（様式1，別添資料4：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引10-11 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」，別添資料1：2014年 法務研究科案内4 頁「カリキュラムの構成」）

## 基準 2-1-6：重点基準

- (1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)
  - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
  - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
- (2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
    - (民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
  - イ ローヤリング
    - (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
  - ウ クリニック
    - (弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
  - エ エクスターンシップ
    - (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
  - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
    - (行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
    - (法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
  - イ 法文書作成
    - (法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 法律実務基礎科目

本研究科における法律実務基礎科目については、「法情報調査」(1単位, 1・2年前期), 「法曹倫理」(2単位, 2年後期), 「民事訴訟実務の基礎」(2単位, 2年後期), 「刑事訴訟実務の基礎」(2単位, 3年前期)を必修科目として開設している。(様式1)

(2) 実習的科目

法律実務基礎科目群のうち, 法律実務を実習的に行う科目として, 「エクスターンシップ」(2単位, 2年前期), 「クリニック」(2単位, 3年前期), 「模擬裁判」(2単位, 3年前期)を選択必修科目(4単位の修得)として開設している。(様式1, 別添資料4: 2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引10-11頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」)

以下が各実習的科目の詳細である。

- ① 「エクスターンシップ」は, 履修者が金沢弁護士会, 富山県弁護士会, 福井弁護士会所属の弁護士事務所に配置され, 2週間にわたり弁護士実務(弁護士会活動や公益活動などの弁護士の社会貢献活動を含む)を実体験する。履修希望者はほぼ全員履修できる。(データ2-1)
- ② 「クリニック」は, 広報活動により一般市民からの相談を受け, 履修者は, 金沢弁護士会所属弁護士の立会いの下で事実関係聴取から法的助言までの法律相談業務を実際に行う。
- ③ 「模擬裁判」は, 民事の模擬裁判を7回, 刑事の模擬裁判を8回行う。ロールプレイ方式で争点整理や起案書等の法文書作成, 弁論などを体験する。

ただし, 公法系訴訟実務の基礎については, 法律基本科目群の公法総合演習において学修する。(別添資料5: Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画 12-13頁)

(3) 法曹倫理

法律実務基礎科目群中, 法曹としての責任感や倫理観を育む「法曹倫理」は, 独立の科目として開設している。「法曹倫理」15回の講義中, 検察官5回, 裁判官4回, 弁護士6回を分担して行っており, 法曹三者としての職業倫理や社会的役割を修得するものである。(様式1, 別添資料5: Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画 50-51頁)

なお, 他の授業科目においても当然ながら法曹倫理に留意した教育を行っている。

(4) その他

「法情報調査」は, 入学後の4月, 授業開始前に, 法令, 判例等の法情報の検索方法及び情報分析を学修する。(資料1, 別添資料5: Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画 48-49頁)

民事裁判における要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎教育は, 演習形態(1学年2クラス)で「民事訴訟実務の基礎」で行っている。(様式1, 別添資料5: Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画 52-53頁)

刑事手続実務について起訴から公判手続までを学ぶ「刑事訴訟実務の基礎」は検察官，裁判官，弁護士が各5回の授業を担当し，刑事の実務上の問題解決，基本的な法文書の作成などを学ぶ。(別添資料21：平成23年度「刑事訴訟実務の基礎」法文書作成課題)「民事訴訟実務の基礎」と同様，演習形態で行う。(様式1，別添資料5：Syllabus 2013 法務研究科編 授業計画 54-55頁)

法律実務基礎科目群中，「法情報調査」を除いて実務家教員が担当し，関連の深い科目の研究者教員を連携教員として配置した。この制度は，法律実務基礎科目の授業を定め，シラバスの記載などを実務家教員と研究者教員が協力して行うものである。(様式1，データ2-2)【解釈指針2-1-6-1】

**【データ2-1】「エクスターンシップ」「クリニック」「模擬裁判」履修者数**

①「エクスターンシップ」(2単位)履修者数 単位：人

	2年生在学数(a) (休学者・既修得者を除く)	履修者数(b)	履修率(b/a)(%)
平成21年度	28(3年生在学数)	12	43
平成22年度	34(3年生在学数)	17	50
平成23年度	16	16	100

※「エクスターンシップ」は2年次以降の配当であるが，3年次で受講した者はいない。

※20年度から，3年配当の科目になったため，20年度は実施していない。

②「クリニック」(2単位)履修者数 単位：人

	3年生在学数(a) (休学者・既修得者を除く)	履修者数(b)	履修率(b/a)(%)
平成20年度	28	24	86
平成21年度	28	24	86
平成22年度	34	34	100
平成23年度	16	16	100

③「模擬裁判」(2単位)履修者数 単位：人

	3年生在学数(a) (休学者・既修得者を除く)	履修者数(b)	履修率(b/a)(%)
平成20年度	1※	1	100
平成21年度	28	20	71
平成22年度	36	33	92
平成23年度	13	6	46

※20年度の新カリキュラム対象3年生(平成19年既修入学者)は1人。

(教務データを基に作成)

【データ2-2】平成25年度 連携教員一覧表

法律実務科目	教員名
法 曹 倫 理	振津, 稲葉
民事訴訟実務の基礎	宇都宮, 樫見, 舟橋, 福本, 鶴澤
刑事訴訟実務の基礎	佐藤
模 擬 裁 判	西村, 戸川, 宮本
ク リ ニ ッ ク	長谷川
エクスターンシップ	長谷川

(法務研学務係作成)

**基準 2-1-7：重点基準**

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7に係る状況)

本研究科では、基礎法学・隣接科目として「法理学」、「日本法の歴史」、「西洋法の歴史」、「英米法」、「刑事政策」、「政治学」、「地方自治の現状と課題」、「公共政策論（政策法務）」（いずれも2単位）を開設しており、このうち、2科目4単位を選択必修としている。（様式1）

この科目群は、上記の修了要件のほか、学生の興味対象や範囲に応じ、選択科目として履修できることとしている。

また、上記科目の開講に当たっては、必修科目等と重ならないように時間割を調整しており、また、1年次から履修できるようになっている。（別添資料4：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引 10-11 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」）

**基準 2-1-8 : 重点基準**

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

本研究科では、展開・先端科目として、「紛争とその法的解決Ⅰ」、「民事保全・執行法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」(平成 21 年度まで「倒産処理法」)、「消費者法」、「知的財産法」、「環境法」、「医事法」、「労働法Ⅰ」(平成 21 年度まで「労使関係法」)、「労働法Ⅱ」(平成 21 年度まで「雇用関係法」)、「社会保障法」、「国際法適用論」、「国際私法」、「国際取引法」、「租税法」、「経済法」、「紛争とその法的解決Ⅱ」、「法医学」を開設しており、このうち 6 科目 12 単位を選択必修としている。(様式 1)

この科目群は、上記の修了要件のほか、学生の興味対象や範囲に応じ、選択科目として履修できることとしている。

また、上記科目の開講に当たっては、必修科目等と重ならないように時間割を調整している。(様式 1, 別添資料 4 : 2013(平成 25 年度)大学院法務研究科履修の手引 10-11 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」)

本研究科の基本理念である「地域に根ざした法曹」は、特定の法領域のエキスパートであるより、あらゆる法律問題を、一定水準維持しながら処理するゼネラリストであることが要求される。「紛争とその法的解決Ⅰ」、「紛争とその法的解決Ⅱ」、「民事保全・執行法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「消費者法」、「環境法」、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」などはそのような法曹像に合致した科目である。



**基準 2-1-9 : 重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

大学設置基準第21条については、同条第1項及び第2項に相応する規程を金沢大学大学院法務研究科規程第8条に定め、これを実質化するため、各学生が相当の予習・復習をしていることを前提とした教育を実施している。(データ 2-3)

大学設置基準第22条については、年間35週の授業期間を確保している。(別添資料 4 : 2012(平成24年度)大学院法務研究科履修の手引表紙裏「平成24年度大学院法務研究科学年暦」) やむを得ず休講した場合には、必ず補講を行っている。休講・補講については、アカンサスポータル(学習や学務に関する情報を入手できる本学独自のワンストップサービスのサイト)により周知することに加え、担当教員が授業時に口頭で学生に周知している。

大学設置基準第23条については、各授業科目の授業は原則として15週を単位として実施している。(別添資料 4 : 2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引表紙裏「平成25年度大学院法務研究科学年暦」) ただし、次のとおり、いくつかの例外もある。

- (1) 「法情報調査」、「法学入門」については、1単位の科目であり、法律基本科目の開講前に終えておく必要があるとの教育上の配慮から、前期授業開始前に集中的に実施している。
- (2) 「エクスターンシップ」、「クリニック」については、性質上、集中的に実施する必要があるため、集中講義として実施している。
- (3) 基本理念、目的、目標を踏まえ、ゼネラリストを育成するため、展開・先端科目の一部においては、当該科目に関する専門的知識を有する学外の非常勤講師が担当するものもあり、その科目においては、集中講義として実施しているものもある。

(別添資料 6 : 平成25年度大学院法務研究科授業時間割表、別添資料 31 : 平成25年度法務研究科集中講義日程)

**【データ 2-3】大学設置基準第21条関係**

金沢大学大学院法務研究科規程

第8条 授業科目の単位は、1単位45時間の学修を必要とする内容とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 大学院学則第21条第2項の規定により、一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(出典 : 2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引6頁 : 別添資料4)

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 理論的教育と実務的教育の架橋に留意した教育課程を編成している。
- ② 「地域に根ざした法曹養成」という本研究科の基本理念に即し、特定の分野に偏ることなく、あらゆる分野について法曹として必要な水準の学識が涵養できるような教育課程を編成している。
- ③ 基礎から応用へと段階的に学習の課程が進められるよう配慮した教育課程を編成している。
- ④ 実務基礎科目群中の実習科目においても受講者数制限を設けておらず、クリニック、エクスターンシップも全員受講することができるよう配慮している。

### (2) 課題等

該当なし

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本研究科においては、少人数による双方向的・多方向的な密度の高い教育を実効ならしめるため、講義科目は、40人定員時においては最大40人程度、演習科目は、最大20人程度が履修登録をすることを前提としてクラス分けを実施していた。平成22年度から学生定員は25人になったが、演習科目の2クラスは維持し、より少人数化（講義科目は20人程度、演習科目は10人程度）による密度の高い授業が可能となった。（履修登録者には、再履修者を含む）（別添資料2：科目別受講者数・成績分布等調，別添資料6：平成24年度大学院法務研究科授業時間割表）なお、演習科目におけるクラス分けについては、抽選によりこれを行っている。（別添資料4：2013（平成25年度）大学院法務研究科履修の手引21-22頁「8 演習科目のクラス分けについて」）【解釈指針3-1-1-1，3-1-1-2】

なお、本研究科の授業科目を他研究科の学生及び科目等履修生が受講するといった制度は存在しない。また、本研究科は1専攻であり、他専攻の学生は存在しないので、他専攻の学生が本研究科の授業科目を受講することもない。【解釈指針3-1-1-3】

**基準 3-1-2**

**法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。**

(基準 3-1-2 に係る状況)

法律基本科目の受講登録学生数は、平成 21 年度までは入学定員と同数の 40 人を基本として設定し、平成 22 年度以降、入学定員と同数の 25 人として設定しており、1 学年の定員は、再履修者を含めても、50 人を超えることはない。演習科目においては 2 クラスを基準にしているため、1 クラス 10 人程度になり、より効果が上がる双方向的・多方向的授業方法をとっている。[【解釈指針 3-1-2-1】該当なし] (様式 1, 別添資料 2 : 科目別受講者数・成績分布等調)

## 3-2 授業の方法

## 基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

## (1) 適切な教育方法

本研究科の授業は、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び法知識が授業内容となっている。【解釈指針3-2-1-1】(別添資料5: Syllabus2013 法務研究科編 授業計画)

授業では、各回の授業で扱う範囲を事前に明示するとともに、毎回の授業に先立って、アカンサポータルを用いて予習資料を配付し、事前予習の指導をしている。また、授業後における復習のためレポート課題や小テストの実施等により、教員側において学生の理解度を確認し、これを授業にフィードバックしている。【解釈指針3-2-1-6(3)(4)】

授業の題材としては、主に判例等の具体的事例を用い、それらを検討することを通じて、妥当な結論を出す訓練を行っている。【解釈指針3-2-1-2, 3-2-1-6(2)】(別添資料22:平成24年度前期「民法I」レジュメ・小テスト,平成24年度前期「公法総合演習」レジュメ)

特に、法律基本科目及び法律実務基礎科目の授業の実施に当たっては、以下の措置を講じている。

## ① 法律基本科目

授業方法としては、教員と学生との対話式授業を中心としつつ、適宜、講義スタイルを併用した授業を行っている。演習科目では、あらかじめ報告者を定め、その報告に基づいて議論する方式と、報告者を定めることなく学生を無作為に指名し答述させる方式とを併用している。【解釈指針3-2-1-3, 3-2-1-4】

## ② 法律実務基礎科目

「クリニック」及び「エクスターンシップ」では、学生に対する事前指導として守秘義務の遵守等の指導を行うとともに、事後の報告会を行うことにより、反省点や課題を共有している。また、指導弁護士・学生用それぞれの「ガイド」を作成するとともに専任教員が研修先の事務所と連絡を取り合い指導している。【解釈指針3-2-1-5(1)(2)】(別添資料53:「エクスターンシップガイド」,別添資料54:金沢大学法科大学院リーガルクリニック指導実施要領(2013年度版))

「エクスターンシップ」の具体的な実施の方法も制度化している。「クリニック」及び「エクスターンシップ」において、学生が弁護士事務所や相談者等から報酬を受け取ることは認めていない。【解釈指針3-2-1-5(2)】(データ3-1)

**【データ3-1】平成23年度 エクスターンシップ受入先一覧 (法務研学務係作成)**

法律事務所	所在地	法律事務所	所在地
あおぞら共同法律事務所	金沢市	弁護士法人米澤・宮前法律事務所	金沢市
いぶき共同法律事務所	金沢市	堀口法律事務所	金沢市
内田清隆法律事務所	金沢市	まこと共同法律事務所	金沢市
北尾法律事務所	金沢市	山崎法律事務所	金沢市
兼六法律事務所	金沢市	大石法律事務所	富山市
高木法律事務所	金沢市	神田法律事務所	富山市
西井法律事務所	金沢市	和醜法律事務所	富山市
弁護士法人金沢合同法律事務所	金沢市	紅谷法律事務所	福井市

(2) 学生に対する授業情報の周知

1年間の授業計画等、各授業科目における授業内容及び方法、成績評価の基準と方法については、これらを記載したシラバス(冊子版)を各年度の冒頭に学生に配付するとともに、ウェブサイトにより周知している。(別添資料5: Syllabus2013 法務研究科編 授業計画)さらに、平成23年度からは、授業の到達目標を記載した金沢大学版「到達目標」を策定し、シラバス(冊子版)と併せ、学生・教員に配布している。(別添資料7: 金沢大学版「到達目標」, 別添資料5: Syllabus2013 法務研究科編 授業計画)【解釈指針3-2-1-6(2)(3)(4)】

(3) 授業時間外学習への対応

① 授業時間割

必修科目について、各日3コマを最大限とすることにより、学生の自習時間を考慮した授業時間割を作成している。(別添資料6:平成25年度大学院法務研究科授業時間割表)【3-2-1-6(1)】

② 集中講義

予習資料を遅くとも講義開始の1週間前までには事前配布するほか、1日4コマを超えないように時間割を組んでいる。授業終了後試験まで3日を空け復習時間も確保している。【解釈指針3-2-1-7】(別添資料6:平成25年度大学院法務研究科授業時間割表, 別添資料31:平成25年度集中講義日程)

③ 学習環境

自習室には、学生数と同数の机を設置しており、また、必要な図書を法務研究科図書室に備えている。自習室、法務研究科図書室とも24時間使用可能となっている。【解釈指針3-2-1-6(5)】(別添資料49:施設設備の整備状況)

④ 法情報データベース等の提供

TKCローライブラリー等の法律情報データベースを利用に供している。法律情報検索は自宅のパソコンからも利用可能であるが、法情報実習室を24時間利用できるよう開放している。【解釈指針3-2-1-6(5)】(別添資料4:2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引27頁)

## 3-3 履修科目登録単位数の上限

**基準3-3-1：重点基準**

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本研究科では、各学期に学生が履修登録できる授業科目の上限単位数は、1年次は前期20単位、後期22単位(平成21年度入学者までは各学期18単位)、2年次は各学期18単位、3年次は各学期22単位となっている。したがって、年間では1年次は36単位とは別に、法学未修者に配当される法律基本科目の6単位を合わせて42単位、2年次においては36単位、3年次(在学の最終年次)においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、44単位を上限としている。【解釈指針3-3-1-1, 3-3-1-2】(データ3-2-1)なお、入学前の既修得単位を修得した単位とみなす場合については、実際に当該学期において履修するものではないため、上限から除外している。【解釈指針3-3-1-1】以上の単位数は、履修登録単位数であるため、再履修科目の単位数を含んでいる。【解釈指針3-3-1-3】

なお、本研究科は、3年を超える年次を標準修業年限とするコースは設置していない。【解釈指針3-3-1-4】

**【データ3-2-1】履修登録できる授業科目の上限単位数(平成22年度以降)**

金沢大学大学院法務研究科規程

第9条

第1項 《略》

2 履修科目として登録できる授業科目の上限単位数は、1年次前期は20単位、1年次後期は22単位、2年次は各学期18単位、3年次は各学期22単位とする。ただし、第11条第1項の規定により修得したとみなす単位数は除く。

(出典：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引6-7頁：別添資料4)

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 入学者定員を25人としたことにより、授業を少人数で行うことが可能となり、講義は約20人、演習は約10人が標準である。授業の際、学生の顔の見える授業が可能になり、質疑応答により学生が授業内容の理解を深め、また、学生の理解度を計ることも容易となるソクラテス・メソッドを実践する際には、各学生の理解度に応じた質問を発することも可能である。
- ② 法律基本科目を始めとした授業において、予習・復習のための資料配付、レポート課題や小テストの実施など授業方法の工夫を行っている。特に、アカンサスポータルの利用により、学生・教員双方の授業準備及び授業管理が簡便となった。
- ③ 法学未修者1年次の学生には、法律基本科目の6単位（公法2単位、刑法2単位、商法2単位）を上限にプラスし、42単位を履修科目登録単位としている。

### (2) 課題等

該当なし



## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

##### （1）科目ごとの達成度の適切な設定

本研究科では、授業ごとの達成度をシラバスに「授業の目標・授業の到達目標」として掲げ、学生に明示している。金沢大学版「到達目標」との対応もシラバスに明示し、授業評価においても対応関係を検証できるようにしている。【解釈指針4-1-1-1】（別添資料5：Syllabus2013 法務研究科編 授業計画）

##### （2）成績評価基準の設定と周知

本研究科における単位認定は、試験により行い、その成績評価は成績評価基準に基づいて行われる。（データ4-1-1，4-1-2）

成績評価基準については、「履修の手引」に掲載し、学生に周知している。成績評価は教員による評価のバラツキや、問題の難易によるバラツキを避け、厳格な成績評価を行う方策として、素点による絶対評価を原則としながら、S、Aには、受講生に対する割合で上限を設定し、一部相対評価を導入している。各科目の評価の方法は、シラバスにおいて明示している。【解釈指針4-1-1-2，4-1-1-4】（別添資料4：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引17頁「6 成績評価基準について」、別添資料5：Syllabus2013 法務研究科編 授業計画）

各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）は、事務部で管理されており、常時自由に閲覧できる。また、教員間においてもデータは共有されている。【解釈指針4-1-1-3，4-1-1-4】

**【データ4-1-1】成績評価**

金沢大学大学院法務研究科規程

第12条 単位修得の認定は、試験その他の適切な方法により厳正に行う

2 短縮コースへ入学した者については、1年次配当の必修科目のうち法情報調査を除く29単位を修得したものとみなす。

3 前項の規定により修得したとみなされる単位数は、第10条第3項及び第11条第2項により修得したとみなされる単位数と合わせて30単位（第10条第3項の規定による30単位を超える単位数を除く）を超えない範囲とする。

第13条 授業科目の成績は、合格を上位から「S」、「A」、「B」、「C」の評語とし、不合格を「不可」の評語とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

2 授業科目の各評語の学修到達度は、学修到達目標100%に対し、次のとおりとする。

S：90%以上，A：80%以上90%未満，B：70%以上80%未満，C：60%以上70%未満，不可：60%未満

3 授業科目の成績に対し、次のグレート・ポイント（以下「GP」という。）を与える。

S=4，A=3，B=2，C=1，不可=0，放棄=0

4 授業登録した授業科目については、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を算出する。ただし、法学入門、法情報調査、模擬裁判、クリニック及びエクスターンシップを除く。

5 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。

GPA = (各授業科目で得たGP×当該科目の単位数)の総和 / (履修登録した授業科目の単位数の総和)

(出典：2013(平成25年度) 大学院法務研究科履修の手引7-8頁：別添資料4)

**【データ4-1-2】成績評価基準**

履修者の素点について、次のようにランク付けを行い、S～Cを合格とする。

ただし、S、Aについては、原則として以下の人数分布に収まるように調整する。(同点者がいる場合についてはこの限りではない。)ただし、履修者が5人に満たない場合は、以下の趣旨を尊重しつつ、人数分布の厳密な調整は要しないものとする。

S 90点以上，かつ履修者の10%以内（履修者が10人に満たない場合は1人以内）

A 80点以上，かつSも含めて履修者の30%以内

B 70点以上

C 60点以上70点未満

不可 60点未満（不合格・「評価された結果である」ことから、定期試験を受験し、成績評価基準に則って評価が行われた結果、合格とする水準に達しなかった場合。）

放棄 （不合格・定期試験を受験せず評価の対象となり得なかった場合。定期試験を受験したが、欠席回数により評価の対象としない場合等を含む。）

(出典：2013(平成25年度) 大学院法務研究科履修の手引18頁：別添資料4)

(3) 成績評価結果の学生への告知

成績評価基準に従って厳正に成績評価を行っていることを担保するため、採点済みの定期試験答案用紙（コピー）を各学生に返却している。成績が不可と認定された学生は、成績に対する異議申立手続に従い、研究科長に対し異議を申し立てることができる。【解釈指針4-1-1-3，4-1-1-4】（別添資料4：2013(平成25年度) 大学院法務研究科履修の手引19-21頁「7 成績に対する異議の申立てについて」）

## (4) 期末試験等の適正性の担保

期末試験の実施方法は、授業科目ごとにシラバスに掲載するとともに、定期試験の日程を事前に掲示により周知している。(別添資料5：Syllabus2013 法務研究科編 授業計画) なお、期末試験実施に際して教員が準備すべきことなど、教務関係の留意事項をまとめた「教務関係要領」を策定し、平成22年度末より各教員に配布することになった。期末試験採点后、教員はすみやかに試験問題、解答、設問の趣旨、模範解答例、成績評価、成績分布表を学務係に提出する。(別添資料56：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領)

成績評価は、学生の到達度を正確に把握するため客観的かつ厳正に行うべきものであるとの観点から、期末試験の答案用紙には氏名を記載せず、学籍番号のみ記入させるという措置をとっている。また、試験時における教材の持込み禁止を徹底させている。

その他、成績評価に際して、評価尺度を教員間で共有化するとともに、科目間における成績のバラツキを防止するための取組について、平成19年度の教員研修会において議論を行い、以下の2点を基本方針とすることを決定し、現在、その基本方針に基づき成績評価を行っている。

- ① 講義科目の期末試験については、おおむね70点程度が平均点となるように問題を作成する。
- ② 演習科目の「平常点」の比重については、成績評価は期末試験の結果に基準を置くべきと考え、当該科目の成績評価全体の30%を超えることがあってはならないこととする。

また、平成23年度の研究科会議において協議した結果、1学年25人規模に見合った成績分布基準に変更した。(データ4-1-2)

各担当教員は、定期試験の解答例を学生に明示するとともに、講評の機会を設けることとなっている。成績分布は誰でも常時閲覧できる。(別添資料20：定期試験問題・解答例)【解釈指針4-1-1-2，4-1-1-3，4-1-1-4】

## (5) 再試験及び追試験の実施

再試験の制度は、現在のところ設けていない。なお、通常の前期末試験期間にやむを得ない事情により受験できなかった学生は、申請により、追試験を受験することが可能である。また、追試験の実施に当たっては、期末試験と類似の問題にならないよう研究科会議において教務・学生委員長が注意を呼びかけるなど、受験者が不当に利益又は不利益を受けることがないよう配慮している。(データ4-1-3)【解釈指針4-1-1-5】(別添資料4：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引16-17頁「5 追試験について」)

**【データ4-1-3】追試験に関する要項**

(趣旨)

第1条 この要項は、病気、その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった学生が追試験を希望する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(追試験願)

第2条 追試験を希望する者は、欠席した該当授業科目の定期試験日から3日以内（ただし、最終日が休日の場合は、翌大学院第二係業務日）に、所定の書面（追試験願）に、次の表に定める欠席理由を証明する書類等を添えて、人間社会系事務部学生課法務研学務係へ提出しなければならない。

欠席理由	欠席理由を証明する書類等
本人の病気、負傷	医師の診断書
3親等以内の親族の死亡による忌引き	事実を確認できる書類
親族の看護	事実を確認できる書類
交通機関の運休又は遅延	交通機関の遅延証明書
国家公務員採用試験、地方公務員採用試験又はこれに準ずる試験の受験	事実を確認できる書類

2 追試験願の提出に当たっては、代理人による提出を妨げない。

(追試験受験の許可)

第3条 追試験の可否は、教務・学生委員会又は教務・学生委員により決定され、担当教員へ通知する。

(追試験受験の手続)

第4条 前条により、追試験の受験が許可された者、及び当該学生の受験が認められた授業科目は書面により当該学生に通知する。

(追試験の実施)

第5条 追試験は、該当授業科目の担当教員が定めた日時に実施する。ただし、原則として定期試験日最終日から7日以内とする。

(出典：2013（平成25年度）大学院法務研究科履修の手引16-17頁：別添資料4)

**基準 4-1-2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

各学年に配当している必修科目を1科目でも修得できなかった学生は、原級に留置される。ただし、未修得の必修単位が1科目であり、当該学年のGPA値が2.00以上の場合には、例外的に進級することができる。（データ 4-1-4）原級に留置される場合、再履修を要する授業科目は、修得できなかった必修科目である。

このことは、本研究科規程を「履修の手引」に掲載するとともに、入学時のガイダンスにおいて説明することを通じて、学生に周知している。【解釈指針 4-1-2-1】【解釈指針 4-1-2-2】（データ 4-1-4）（様式 2：学生数）[【解釈指針 4-1-2-3】該当なし]

**【データ 4-1-4】進級制**

金沢大学大学院法務研究科規程

第13条

1～2 略

3 授業科目の成績に対し、次のグレード・ポイント（以下「GP」という。）を与える。

S=4, A=3, B=2, C=1, 不可=0, 放棄=0

4 履修登録した授業科目については、1学年当たりのグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を算出する。ただし、模擬裁判、クリニック及びエクスターンシップを除く。

5 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。

$GPA = (\text{各授業科目で得た GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})$

第15条 学生は、各学年において当該学年配当のすべての必修科目の単位を修得しなければ次学年に進級することができない。ただし、未修得の必修単位が1科目であり、かつ、当該学年のGPAが2.00以上であれば、進級することができる。

（出典：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引：別添資料4 7-8頁）

## 4-2 修了認定及びその要件

### 基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

修了要件は、平成21年度入学者までは、3年在籍するコース(標準コース)にあっては、3年以上の在学と必修科目64単位、選択科目30単位の合計94単位の修得であった。また、2年在籍するコース(短縮コース)にあっては、2年以上の在学に加えて、法律専門科目試験により修得したとみなされる29単位のほか、必修科目35単位(1年次配当科目を除く)、選択科目30単位の合計94単位の修得であった。【解釈指針4-2-1-1】(データ4-2-1)

平成22年度入学者からは、1年次法律基本科目の履修単位を6単位増加させたことに伴い、修了要件は合計100単位修得となった。(データ4-2-2)

本研究科では、教育上有益であるとの観点から、研究科長の許可を得て他の大学院の授業科目を履修する場合、本研究科会議の議に基づき、30単位を超えない範囲で、本研究科の単位を認定することができるとしている。また、同じく教育上有益であるとの観点から、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位についても、認定できるのは30単位を超えない範囲となっている。これらの単位認定においては、科目内容がわかる資料、例えばシラバス等を基に審査しており、教育内容の一体性が損なわれていないこと、また厳正で客観的な成績評価が行われていることに特に留意している。(別添資料4:2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引7頁「金沢大学法務研究科規程」第10条・11条)

また、法学既修者に対しては、1年次必修科目のうち法情報調査を除く35単位を修得したものと認めるが、30単位を超えている部分は平成22年度から1年次配当の法律基本科目の必修科目を増加させたことに伴うものである。(参照:基準2-1-5)【解釈指針4-2-1-1】

本研究科の修了要件におけるそれぞれの授業科目の必要単位は次のとおりである。

公法系科目	14単位(平成21年度入学者までは12単位)
民事系科目	32単位(平成21年度入学者までは30単位)
刑事系科目	16単位(平成21年度入学者までは14単位)
法律実務基礎科目	11単位
基礎法学・隣接科目	4単位
展開・先端科目	12単位

修了要件である100単位中、法律基本科目は法学入門、公法系科目、民事系科目、刑事系科目合わせて63単位であり、その他必要とされるのは37単位となるため、修了要件単位数の3分の1以上が法律基本科目以外である。(データ4-2-2)

本研究科では、修了要件としてGPAを活用していない。しかし、1年次終了時の当該学年におけるGPAが1.30未満の学生、2年次終了時の当該学年におけるGPAが1.50未満の学生に対しては、研究科会議の議を経て退学勧告を行うことになっており、成績不良の学生に対して、できるだけ早い時期に進路を考え直す機会を与えるよう配慮している。【解釈指針4-2-1-2】

**【データ4-2-1】修了要件（平成19年度入学者から平成21年度入学者まで）**

①科目ごとの修了要件

- 必修科目 法学入門 1単位（短縮コースはなし）  
公法系科目 12単位（短縮コースは6単位）  
民事系科目 30単位（短縮コースは14単位）  
刑事系科目 14単位（短縮コースは8単位）  
法律実務基礎科目 7単位（法情報調査，法曹倫理，民事訴訟実務の基礎，刑事訴訟実務の基礎）  
選択必修科目 法律実務基礎科目6単位のうち4単位（模擬裁判，クリニック，エクスターンシップ）  
基礎法学・隣接科目 16単位のうち4単位  
展開・先端科目 36単位のうち12単位  
選択科目 選択必修科目として修得しなかった授業科目から10単位

（出典：2009(平成21年度)大学院法務研究科履修の手引10-11頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表」：別添資料55）

②金沢大学大学院法務研究科規程

第17条 研究科の修了要件は，標準コース及び短縮コースの区別に従い，次のとおりとする。

(1) 標準コース

当該コースに3年以上在学し，別表に定める必修科目64単位，選択必修科目20単位及び選択科目10単位以上の合計94単位以上を修得すること。

(2) 短縮コース

当該コースに2年以上在学し，第12条第2項により修得したとみなされる29単位のほか，別表に定める35単位，選択必修科目20単位及び選択科目10単位以上の合計94単位以上を修得すること。

（出典：2009(平成21年度)大学院法務研究科履修の手引8頁）

**【データ4-2-2】修了要件（平成22年度以降の入学者）**

①科目ごとの修了要件

- 必修科目 法学入門 1単位（短縮コースはなし）  
公法系科目 14単位（短縮コースは6単位）  
民事系科目 32単位（短縮コースは14単位）  
刑事系科目 16単位（短縮コースは8単位）  
法律実務基礎科目 7単位（法情報調査，法曹倫理，民事訴訟実務の基礎，刑事訴訟実務の基礎）  
選択必修科目 法律実務基礎科目6単位のうち4単位（模擬裁判，クリニック，エクスターンシップ）  
基礎法学・隣接科目 16単位のうち4単位  
展開・先端科目 36単位のうち12単位  
選択科目 選択必修科目として修得しなかった授業科目から10単位

（出典：2010年（平成22年度）大学院法務研究科 履修の手引8頁：別添資料56）

②金沢大学大学院法務研究科規程

第17条 研究科の修了要件は，標準コース及び短縮コースの区別に従い，次のとおりとする。

(1) 標準コース

当該コースに3年以上在学し，別表に定める必修科目70単位，選択必修科目20単位及び選択科目10単位以上の合計100単位以上を修得すること

(2) 短縮コース

当該コースに2年以上在学し，第12条第2項により修得したとみなされる35単位のほか，別表に定める35単位，選択必修科目20単位及び選択科目10単位以上の合計100単位以上を修得すること。

（出典：2010(平成22年度)大学院法務研究科 履修の手引8頁）



基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本研究科の修了単位数は、平成21年度入学者までは94単位、平成22年度入学者からは100単位と定められている。(データ4-2-1, 4-2-2)

### 4-3 法学既修者の認定

#### 基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

法学既修者の認定制度については、平成 21 年度までは入学試験の合格者の中で、法学既修者の認定を希望する者に対して、既修者認定試験（法律専門科目試験）を実施していたが、短縮コースの定員化により、平成 22 年度以降、既修者認定試験（法律専門科目試験）を入学試験の中に組み込み、法科大学院全国統一適性試験の成績、面接試験、特筆すべき資格等と併せ総合的に判定している。【解釈指針 4-3-1-1】

既修者認定試験（法律専門科目試験）は、公法（憲法、行政法）、私法（民法、商法）、刑法の論述式試験であり、訴訟法は課していない。（データ 4-3-1、4-3-2）これは、民事訴訟法、刑事訴訟法ともに 2 年次の配当となっており、短縮コースで 2 年次に入学しても、必修科目として修得しなければならないからである。以上のように、2 年次に入学することにより修得が免除される授業科目については、すべて既修者認定試験の出題範囲となっている。【解釈指針 4-3-1-2】

1 年次に修得すべき 36 単位のうち、「法情報調査」（1 単位）を除く合計 35 単位（平成 22 年度から）が既修者として認定された者が免除される単位数である。【解釈指針 4-3-1-3、4-3-1-6】

法学既修者認定試験は、前述のとおり、通常の入学試験として実施しており、本学出身者、他大学出身者にかかわらず、出題及び採点において公平に行っている。採点については、すべて受験番号のみにより処理し、出題者が作成した「出題の意図」に基づき厳正に採点している。（別添資料 18：平成 24 年度法律専門科目試験問題及び出題の意図）また、既修者認定試験においては、本学法学類の定期試験問題又はそれと類似の試験問題が出題されることのないよう、出題委員及び入試・広報委員において確認している。【解釈指針 4-3-1-4】（別添資料 19：平成 19 年度第 5 回入試・広報委員会議事要録）

なお、本研究科では、法学既修者の認定に当たり、日弁連法務研究財団等他の機関が実施する法学既修者試験の結果を考慮することはない。【解釈指針 4-3-1-5】

**【データ4-3-1】法学既修者の認定（平成21年度入学者選抜まで）**

－金沢大学大学院法務研究科規程－

第2条 研究科の教育課程に、標準コース及び短縮コースを置き、地域に根ざした法曹教育の基本理念の下、適切かつ迅速な紛争解決を目指し事件を分野横断的に捉えることができ、かつ、紛争予防のための調整能力を備えた社会貢献をなしうる法律家を養成するため、理論と実務の架橋を目指した高度専門教育を行うことを目的とする。

2 標準コースの標準修業年限は、3年とする。

3 短縮コースの標準修業年限は、2年とする。

第3条 入学志願者に対しては、研究科が別に定める試験の成績及び入学志願者から提出される書類等を審査して合格又は不合格を判定する。

2 前項の選考に関する事項、研究科会議が別に定める

（出典：2009（平成21年度）大学院法務研究科履修の手引6頁）

－選抜方法－

(2) 短縮コース

標準コースの合格者の中から、短縮コースへの所属を希望する方に対し、別途法律専門科目試験（筆記試験）を実施します（内部振分方式）。

◇ 法律専門科目試験

公法（憲法・行政法）・私法（民法・商法）・刑法の3科目で実施します。

なお、公法・私法については、各個別法分野の問題に加えて、憲法・行政法、及び民法・商法の複合的な問題が出題されることがあります。

試験に使用する六法は、本研究科で準備しますので持参する必要はありません。

※ 各試験における評価の割合は、次のとおりです。

公法：私法：刑法＝100：100：100

（出典：平成21年度金沢大学法科大学院学生募集要項5頁）

**【データ4-3-2】法学既修者の認定（平成26年度入学者選抜）**

－金沢大学大学院法務研究科規程－

第2条 研究科の教育課程に、標準コース及び短縮コースを置き、地域に根ざした法曹教育の基本理念の下、適切かつ迅速な紛争解決を目指し事件を分野横断的に捉えることができ、かつ、紛争予防のための調整能力を備えた社会貢献をなしうる法律家を養成するため、理論と実務の架橋を目指した高度専門教育を行うことを目的とする。

2 標準コースの標準修業年限は、3年とする。

3 短縮コースの標準修業年限は、2年とする。

第3条 入学志願者に対しては、研究科が別に定める試験の成績及び入学志願者から提出される書類等を審査して合格又は不合格を判定する。

2 前項の選考に関する事項、研究科会議が別に定める

（出典：2013（平成25年度）大学院法務研究科履修の手引 6頁：別添資料4）

－選抜方法－

(2) 短縮コース

法科大学院適性試験の成績、本研究科が実施する法律専門科目試験、面接試験及び特筆すべき資格等により総合的に判定します。

○ 法科大学院全国統一適性試験

本研究科において評価の対象になるのは第1部～第3部の成績です。第4部「表現力を測る問題」は評価の対象になりません。

○ 法律専門科目試験

公法（憲法・行政法）・私法（民法・商法）・刑法の3科目で実施します。

このうち、公法・私法については、各個別法分野の問題に加えて、憲法・行政法、及び民法・商法の複合的な問題が出題されることがあります。

なお、法律専門科目試験については、全体の得点状況を勘案し、科目ごとに合格最低点を設定します。1科目でも合格最低点に満たない受験者は不合格となります。

試験に使用する六法は、本研究科で準備しますので持参する必要はありません。

○ 面接試験

志望理由慮及び成績証明書をもとに実施します。

なお、面接試験は「合」・「否」のみで判定を行い、「否」の場合は法律専門科目試験の採点は行いません。

※ 各試験における評価の割合は、次のとおりです。

法科大学院適性試験：法律専門科目試験＝50:125（公法(50)・私法(50)・刑法(25)）

○ 特筆すべき資格等（加算点・上限20点とします）

以下の資格等につき、点数を加算します（なお、①～②以外の特筆すべき顕著な社会的実績については、面接時に確認のうえ加算の対象となる場合があります。）。

① 法律関係の資格

公認会計士、司法書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士

② その他

国家公務員試験I種合格、地方公務員試験(上級)合格

(3) 併願制度について

① 志願者は標準コースと短縮コースを併願することができます。併願の場合も、入学検定料は30,000円です。

② 併願を希望する方は、標準コース試験の小論文試験、短縮コース試験の法律専門科目試験並びに面接試験を受験する必要があります。

（出典：平成26年度 金沢大学法科大学院学生募集要項5-6頁）

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 定期試験の結果に関する異議申立制度を整備することにより、成績評価の公平性及び透明性を確保している。
- ② 法学既修者認定試験（法律専門科目試験）は、本研究科1年次の必修科目に限定して行っている。
- ③ 学生の進路の幅を広げるため、定期試験と公務員試験が重なった場合に、公務員試験の受験者について追試験を認めている。
- ④ 成績が良好でない学生に早い時期での進路変更を促すため、GPAが一定水準以下の学生には退学勧告を行っている。

### (2) 課題等

該当なし

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

カリキュラム・FD委員会(以下、FD委員会)を設置している。(別添資料8:平成24年度法務研究科部内委員・学内委員会メンバー表)(データ5-1-1, 2, 3, 4)

同委員会は、次の3つを主たる任務にしている。【解釈指針5-1-1-4】

- ① 学生向けアンケート調査の企画・実施及びその結果の取りまとめをすること
- ② 教育内容等の改善や教員の能力向上・知見確保を図るため、教員研修会等の各種研修を企画し、その開催・運営をすること
- ③ カリキュラム編成の在り方を検討すること

##### 【データ5-1-1】平成25年度カリキュラム・FD委員会開催状況

	期 日	テ ー マ
第1回	平成25年6月18日	期末アンケート調査後講義改善策の学生公示,
第2回	平成26年2月3日	アンケート対象者及びアンケート項目の見直し,

その他、委員が2名のため、口頭・電話・メールによる打ち合わせを逐次行った。

(カリキュラム・FD委員会議事録を基に作成)

#### (1) 教育内容及び方法の改善について

##### ① 金沢大学版「到達目標」の作成

平成23年度から金沢大学版「到達目標」を設定し、教員・学生全員に配布しており、教育内容が到達目標に適合したものであるか等について、教員及び学生が確認できる体制が整えられている。(別添資料7:平成23年度金沢大学版「到達目標」, 別添資料5: Syllabus2013 法務研究科編 授業計画)【解釈指針5-1-1-1】

##### ② 授業参観

教員はいつでも他の教員の授業を参観できることになっており、各学期に、少なくとも各教員の担当科目に関連する科目1科目とその他の科目1科目の計2科目分の授業参観報告書を提出することになっている。

さらに、弁護士による授業について、参観期間を各学期1週間程度設定し、これを基に前期・後期各1回、実務家との意見交換会を開催し、授業内容、授業方法等の改善について意見交換を行っている。(別添資料10:実務家と教員との意見交換会記録)

【解釈指針5-1-1-1, 5-1-1-2】

## ③ 連携教員制度

実務系基礎科目について連携教員制度を導入し、実務家教員と研究者教員とがシラバスの作成や授業内容の意見交換等で連携する体制を構築している。(データ2-2)

【解釈指針5-1-1-1, 5-1-1-3】

## ④ 学生アンケートの実施とその対応

全授業科目及び施設、サービス等に関する「勉学生生活アンケート」(全科目一斉調査(以下、「中間アンケート」という))を各学期中に実施するとともに、各学期末に「授業評価アンケート」(全科目個別に調査。以下、「期末アンケート」という)を行い(計年4回実施)、中間アンケート、期末アンケートとも結果を取りまとめ、各教員に配布するとともに、その結果を学生が閲覧可能な状態にしている。なお、アンケートは無記名としており、個人の特定が不可能な形となっている。(別添資料11:中間アンケート、期末アンケート)(データ5-2-1, 2, 3, 4)

中間アンケートは、学生から寄せられた要望等に対し、改善策を学生に説明することで対応しており、改善の状況については、期末アンケートにおいて確認される。

学生生活に関する要望に対しては、関連する委員会に提出され検討し、その結果をFD委員会で取りまとめ、掲示することによって学生に告知する。

期末アンケート結果に対しては、各教員が改善策をFD委員会に提出する。そして、FD委員会主催の教員研修会で改善策を検討の上、次期の講義に反映させている。例えば、教員の声が聞きとりにくいとの指摘に対して、特定の教員にマイクを着用してもらい、特定の科目に予習時間が多く取られるという指摘には、実際に近接した授業科目の教員からも学生の予習状態を聞いたうえ、FD委員会が適正な予習量を勧告した。

(データ5-3-1, 2, 3, 4) (別添資料12:意見交換会開催通知)【解釈指針5-1-1-1】

## (2) 研修及び研究の実施

前記(1)においても言及したとおり、学生からのアンケート結果、教員による授業参観、弁護士による授業参観等を踏まえて、教員研修会が年間複数回実施されており、また、毎年前期・後期に1回ずつ実務家である弁護士との意見交換会が継続的に開催されている(データ5-2-1, 2, 3, 4)。

また、講演会(別添資料55:森際康友名古屋大学法科大学院教授講演会)や他大学院への訪問研究なども適宜行っている。【解釈指針5-1-1-2】

研究者教員の実務研修の内容としては、模擬裁判の開催と弁護士実務研修等があり、特に、弁護士実務研修については、研究者教員全員が受講済みである。【解釈指針5-1-1-3(1)】

実務家教員の教育経験の確保という課題については、各実務家教員が着任以前に、非常勤講師等の教育歴を有していることに鑑み、各学期における教員相互の授業見学をもって、教育研修の機会を確保している。【解釈指針5-1-1-3(1)】

さらに、平成25年度より、各分野(公法・民事法・刑事法)ごとに司法試験問題分析会を行い、司法試験で求められることについて深く分析し分野を同じくする教員間で共通の理解を得ることで、授業に反映できるような試みを行っている。

**【データ5-2-1】平成25年度学生アンケート実施状況**

項 目	実施日	提出期限	アンケート後の対応
前期・勉学生活（中間）アンケート	5月14日	5月14日	講義改善策の提出
前期・授業評価アンケート	前期授業最終日	同左	講義改善策の提出
後期・勉学生活（中間）アンケート	10月28日	当該授業時	講義改善策の提出
後期・授業評価アンケート	後期授業最終日	同左	講義改善策の提出

※勉学生活アンケート・期末授業評価アンケート用紙については、別添資料11参照。

**（カリキュラム・FD委員長作成）**

**【データ5-3-4】平成25年度教員研修会開催状況一覧**

	期 日（場 所）	テ ー マ（参 加 人 数）
第1回	平成25年7月9日 （第1会議室）	1 裁判所見学 2 文書作成力の向上 （教員12人，弁護士5名参加）
第2回	平成25年12月17日 （第1会議室）	1 欠席・遅刻の定義と措置 2 アドバイス教員要録 （教員7人）
第3回	平成26年1月20日 （第1会議室）	課外活動 裁判所傍聴の時期 （教員12人，弁護士5人参加）

（教員研修会議事録を基に作成）



## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 本研究科では、学期末の授業評価アンケートに加え、学期の途中でアンケートを実施しており、学生からの要望・評価を踏まえ、各教員が担当する講義の改善策を講じ、さらに授業中に学生に改善策を説明している。期末時点でのアンケートとは異なり、学期の途中でのアンケートとそれによる授業改善は、教育内容・方法をより良くするために大変有効な方策である。
- ② ほぼ全教員の参加により、教員研修会を平成 25 年度は講義・演習の遅刻の取扱いについて等 1 回実施した。また、金沢弁護士会所属弁護士と本研究科教員が参加する意見交換会では、授業参観の感想を個々に語りあうことにより、改善等の提案を受ける。
- ③ 本研究科開設以後現在まで、研究者教員に対する実務研修を計 14 回行っている(開設前年度においても 8 回の研修を実施している)。研修実施回数の多さという点に加え、その内容も多種多様であり、それぞれ充実した内容である。

### (2) 課題等

FD 活動は、毎年の積み重ねにより、授業参観・意見交換を積極的におこなうこと教員間で定着し、授業方法の改善も進んでいるところ、平成 25 年度も継続しておこなうことができた。

ただ、教員研修会の実施回数が 1 回減ったことから、26 年度は、例年通り 2 回実施し、FD 活動をより充実したものとしたい。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科におけるアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、以下とおりである。

- ① 推論能力や論理展開能力等、法学教育に必要となる基礎能力を備えている方
- ② 「人間と社会に対する健全な関心と判断能力」を有する方
- ③ 様々なバックグラウンドを有する方
- ④ 法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方（短縮コースのみ）

ここで表している素養ないし能力はいずれも、公平性、開放性、多様性の確保に何ら抵触するものではないことは言うまでもないが、さらに、特定の業務分野の専門化が困難な地域社会において、オールラウンドな法律家として活躍するために必要不可欠なものであり、この意味において、「地域に根ざした法曹養成」という本研究科の教育理念及び教育目的に対応している。

また、教育理念及び教育目的、これと有機的に結び付いた入学者選抜に関する情報の周知が極めて重要であることに鑑み、入試と広報を同一の委員会（入試・広報委員会）の所管としている。同委員会が中心となり、学生募集要項及び大学院案内の作成・配布、ウェブサイト（PC版及び携帯サイト版）の整備、県内外における年数回の進学説明会の開催等の広報活動を行い、本研究科の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、その他本研究科の教育活動等に関する重要事項について、事前に周知している。【解釈指針6-1-1-1】（別添資料9：平成26年度金沢大学法科大学院学生募集要項，別添資料1：2014年金沢大学法務研究科案内，別添資料14：法務研究科ウェブサイト（PC版），（携帯電話サイト版））

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

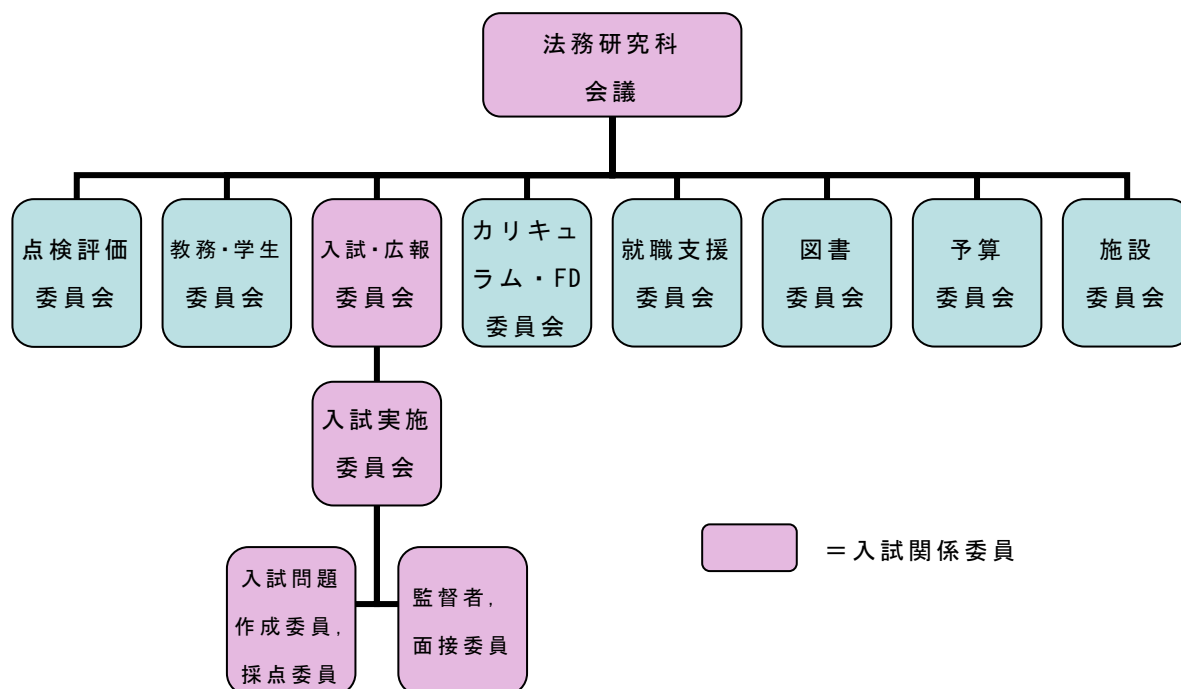
（基準6-1-2に係る状況）

基準6-1-1のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行うため、入試制度全般を扱うための委員会（入試・広報委員会）のほか、入試業務を扱う委員会（入試実施委員会（入試・広報委員が兼務））を設け、組織的に入学者選抜を行っている。（データ6-1）入試・広報委員会は2人の教員から成るが、入試業務一般は研究科会議の審議・決定を経て行われ、最終的には教職員の全員参加により実施しており、責任ある体制がとられている。（別添資料8：平成25年度法務研究科部内委員・学内委員会メンバー表、別添資料15：平成26年度法務研究科入試実施要領等説明会配布資料）

ただし、入試問題作成者については、入試・広報委員会が選定し、研究科長名で指名されるが、問題作成者名は非公開としているため、研究科会議での手続は行わない。また、採点も問題作成者が行っている。

合否判定に関しては、入試・広報委員会が原案を作成し、研究科会議で審議・決定する。

【データ6-1】法務研究科委員会組織図



（法務研学務係作成）

**基準 6-1-3**

**各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。**

(基準 6-1-3 に係る状況)

本研究科におけるアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

- ① 推論能力や論理展開能力等、法学教育に必要となる基礎能力を備えている方
- ② 「人間と社会に対する健全な関心と判断能力」を有する方
- ③ 様々なバックグラウンドを有する方
- ④ 法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方（短縮コースのみ）

したがって、自校出身者や本研究科が立地する地域出身者に限定されるものではなく、本研究科の目的である①適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家を志し、②紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家を志す者であれば、誰でも受け入れることとしている。よって、本研究科は、このアドミッション・ポリシーに照らして公平性及び開放性を以下のように確保して、入学者選抜を行っている。

- ① 他大学に在籍している学生や社会人にも公平に受験の機会を与えるため、入学者選抜試験は、土曜日・日曜日に実施している。
- ② 配点及び合否判定方法は、データ 6-2、6-3 のとおりであり、これを学生募集要項及び本研究科ウェブサイトに掲載して周知することで公平性を確保している。(別添資料 9：平成 26 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 4-6 頁「6. 選抜方法」)
- ③ 合否判定に際しては、基準 6-1-5 で述べる社会人・他学部出身者のための「優先合格枠」を除けば、後掲データ 6-3 に示した得点の合計点の上位者から順に合格としている。
- ④ 入学者選抜に際して、自校出身者のための優先枠は設けていない。【解釈指針 6-1-3-1 (1)】

【データ6-2】入試における評価の割合

単位：%

		社会人・他学部出身者	法学部出身者
平成16年度	適性試験	100	100
	小論文試験	100	150
	志望理由書	50	—
	合 計	250	250
平成17年度 ～ 平成21年度	適性試験	100	100
	小論文試験	100	100
	成績証明書	20	20
	合 計	220	220
平成22年度 ～ 平成26年度	適性試験	100	100
	小論文試験	100	100
	合 計	200	200

(出典：法務研究科ウェブサイト(PC版)：<http://www.jd.kanazawa-u.ac.jp/admission/nyushikekka.htm>)

**【データ6-3】選抜方法（平成26年度入学者選抜）**

(1) 標準コース

法科大学院適性試験の成績、本研究科が実施する小論文試験、面接試験により総合的に判定します。ただし、法科大学院全国統一試験の点数が著しく低い場合は、総合点のいかんに関わらず、不合格とすることがあります。

◇ 法科大学院適性試験

本研究科において評価の対象となるのは第1部から第3部の成績です。第4部「表現力を測る問題」は評価の対象になりません。

◇ 小論文試験

法律の専門知識を問わない形で、法学・政治学・経済学など社会科学全般を題材としたテーマにより出題します。

◇ 面接試験

志望理由書及び成績証明書をもとに実施します。

なお、面接試験では「合」・「否」のみで判定を行い、「否」の場合には小論文試験の採点は行いません。

※ 各試験における評価の割合は、次のとおりです。

法科大学院全国統一適性試験：小論文試験＝100：100

(2) 短縮コース

法科大学院全国統一適性試験の成績、本研究科が実施する法律専門科目試験、面接試験及び特筆すべき資格等により総合的に判定します。ただし、法科大学院適性試験の点数が著しく低い場合は、総合点のいかんに関わらず、不合格とすることがあります。

◇ 法科大学院全国統一適性試験

本研究科において評価の対象となるのは第1部～第3部の成績です。第4部「表現力を測る問題」は評価の対象になりません。

◇ 法律専門科目試験

公法（憲法・行政法）・私法（民法・商法）・刑法の3科目で実施します。

このうち、公法・私法については、各個別法分野の問題に加えて、憲法・行政法、及び民法・商法の複合的な問題が出題されることがあります。

なお、法律専門科目試験については、全体の得点状況を勘案し、科目ごとに合格最低点を設定します。1科目でも合格最低点に満たない受験者は不合格となります。

試験に使用する六法は、本研究科で準備しますので持参する必要はありません。

◇ 面接試験

志望理由書及び成績証明書をもとに実施します。

なお、面接試験では「合」・「否」のみで判定を行い、「否」の場合には法律専門科目試験の採点は行いません。

※ 各試験における評価の割合は、次のとおりです。

法科大学院全国統一適性試験：法律専門科目＝50：125（公法50：私法50：刑法25）

◇ 特筆すべき資格等（加算点・上限20点とします）

以下の資格等につき、点数を加算します（なお、①～②以外の特筆すべき顕著な社会的実績については、面接時に確認のうえ加算の対象となる場合があります。）。

① 法律関係の資格

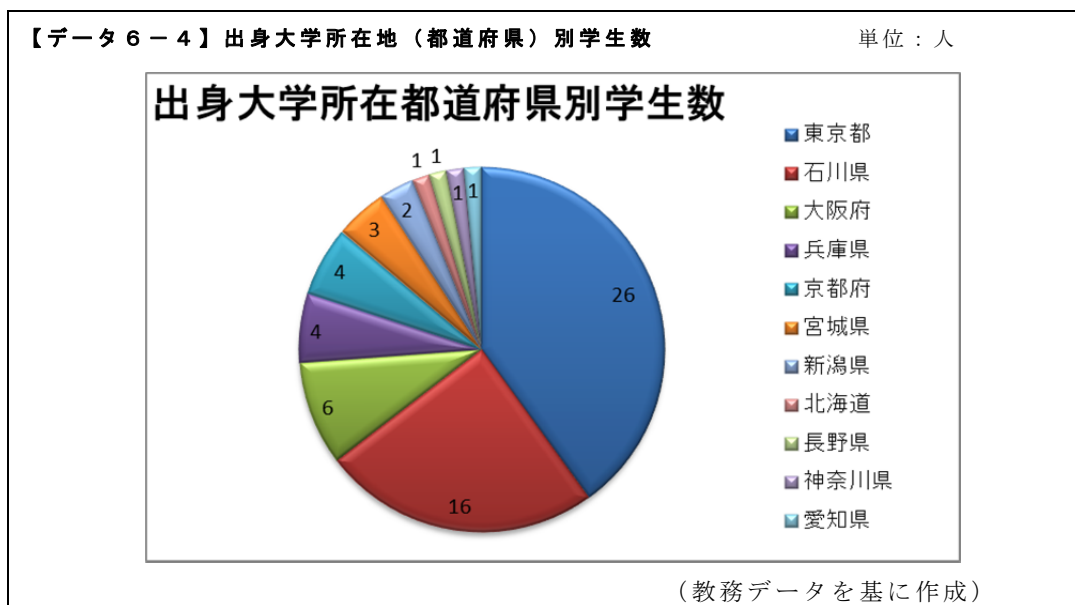
公認会計士、司法書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士

② その他

国家公務員試験Ⅰ種合格、地方公務員試験（上級）合格

(1) 入学者の出身大学

本研究科の入学者選抜は、金沢大学などの特定の大学出身者が有利又は不利となるような出願要件の設定や試験問題の出題を行っておらず、すべての大学の出身者に対して公平で開放的な選抜を行っている。筆記試験については、受験者の氏名等が記載されない解答用紙を用い、採点者は受験番号しか知ることができなくなっており、採点においても公平性を確保している。なお、過去に行われた入学者選抜における出身校別所在地は、データ6-4のとおりとなっている。【解釈指針6-1-3-1(1)】



(2) 寄附等の募集

入学者に対し、寄附等は募集していない。【解釈基準6-1-3-1(2)】

(3) 身体障害者の受験機会

身体に障害のある者に対しては、受験に際して事前相談制度を設け、健常者と同様の受験機会を確保している。この事前相談制度は、事前相談を希望する受験者が、障害の種類・程度、受験及び修学に特別な配慮を希望する事項等を記載した申請書及び医師の診断書等を本研究科に送付することにより、受験及び修学に際しての特別な配慮について相談するという制度であり、学生募集要項に記載することで周知している。

(別添資料9：平成26年度金沢大学法科大学院学生募集要項4頁「5. 身体に障害のある方の事前相談」)(データ6-5)

実績としては、平成17年度入試において、視力障害のある受験者(1人)から事前相談があり、①別室での受験、②小論文試験時間の延長、③問題用紙及び解答用紙の拡大、④拡大鏡の持参・持込みの許可、⑤日光の当たらない座席の確保という措置を講じた例がある。【解釈指針6-1-3-1(3)】(別添資料17：平成16年度第9回入試・広報委員会議事要録)なお、平成18年度以降においては、事前相談制度の利用実績はない。

**【データ6-5】**

5. 身体に障害がある方の事前相談

身体に障害があるため受験及び修学に特別な配慮を必要とする方は、各日程の出願資格事前審査申請期間中に、次の書類を「4. 出願書類提出先」に送付し、相談してください。

(1) 申請書（次の事項及び連絡先について記載したもの、様式任意）

- 障害の種類・程度
- 受験及び修学に特別な配慮を希望する事項
- 以前に在籍していた教育機関でとられていた特別措置
- 日常生活の状況
- その他参考となる事項

(2) 医師の診断書

(3) その他参考書類（障害者手帳の写し、法科大学院全国統一適性試験における特別措置決定通知書の写し等）

（出典：平成26年度 金沢大学法科大学院学生募集要項 4頁）

(4) その他

標準コースの選抜試験についての小論文試験、短縮コースの法律専門科目試験においては、金沢大学の他大学院の試験問題と類似の問題がないように、出題者及び入試・広報委員が過去5年分の問題をチェックしている。上記小論文試験においては、解答者の個人としての信条や価値観を問うものにならないよう配慮している。（別添資料18：平成26年度法律専門科目試験問題及び出題の意図）



**基準6-1-4：重点基準**

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

**(1) 入学者選抜の方法**

入学者選抜に当たっては、適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験及び本研究科が実施する小論文試験（短縮コースについてはこれらに加えて法律専門科目試験）により、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価している。また、適性試験が択一式、小論文試験が論述式という解答方法の違いを考慮し、いずれか一方を重視しすぎることはないよう評価を行っている。さらに、法学未修者が法学の知識を有する者より不利にならないよう、小論文試験や面接においては法律学の知識や能力の到達度を測るような問題及び質問にならないよう徹底している。【解釈指針6-1-4-1】（データ6-3）

**(2) 入試制度改革**

本研究科では、アドミッション・ポリシーに則し、法科大学院において教育を受けるために必要な適性及び能力等を備え、同時に、法曹に対する情熱と明確な目的意識を持ち勉学意欲の旺盛な学生を入学させるためにどのような入試制度が適切なのかについて、絶えず真摯に検討を重ね試行錯誤を行ってきた。例えば、平成22年度以降の入学者選抜においては、成績証明書に対する配点を廃止した。

その理由としては、大学ごとに成績評価の厳格さが異なり、得点調整をしない方式であると不平等感は評価者、受験者共に拭えず、他方、得点調整をした場合もその基準、方法など問題が多いためである。

平成22年度入試から、入学定員を従来の40人から15人減じて25人とし、さらに短縮コースを定員化した（5人）。これに伴い、従来のいわゆる内部振り分け方式を改めた。さらに、受験生の減少により、平成27年度入試から入学定員15人への削減を検討している。法律専門科目試験において合格最低点を設定した。加えて、法学教育に必要な基礎能力を備えていることを示す「特筆すべき資格」を点数化し、評価することにした。平成24年度入試からは、「特筆すべき資格」を短縮コース受験者に対してのみ加点することになった。また、加点の内容についても変更している（データ6-3）。

**(3) 公正かつ適切な問題作成・採点を行うための体制**

問題作成に当たっては、適切な出題及び出題ミス防止のため、複数人による相互チェック体制をとっている。すなわち、小論文試験については、複数の専任教員から成る出題委員会が問題作成を行い、法律専門科目試験については、出題者全員がすべての問題を事前に検討する「入試問題検討会」を行っている。

**(4) 入試の公正さ及び透明性を担保するための措置**

入試終了後に入試問題及び出題意図をウェブサイト上で公開するとともに、受験者に

対して入試成績を開示する制度を設けることにより、入試の公正さ及び透明性を担保している。(データ6-6, 6-7, 6-8)

なお、短縮コースの入試問題は、本学法学類定期試験、本学大学院法学研究科・人間社会環境研究科博士前期課程入試で出題されていない問題とするため、出題者及び入試・広報委員会で重複がないことを確認することとしている。(別添資料19：平成19年度第5回入試・広報委員会議事要録)

**【データ6-6】入試問題及び出題意図**

平成25年度入試結果概要

平成25年度入試結果の一般的なデータは、次の通りです。

1. 試験問題及び評価の割合

(1) 試験問題 (いずれもPDFファイルです。)

[小論文試験]

小論文試験 出題意図

[法律専門科目試験]

[1] 公法

[2] 私法

[3] 刑法

法律専門科目試験 出題意図

(出典：法務研究科ウェブサイト(PC版)：<http://knzwl1s.w3.kanazawa-u.ac.jp/admission/nyushikekka/h25.html>)

**【データ6-7】成績開示制度(平成16~26年度年度入学者選抜)**

7. 入試情報の開示

入学試験の実施状況について、次のとおり開示します。

(1) 本研究科ホームページにおいて、次の内容を掲載します。

- 最終志願者数及び最終倍率
- 試験問題及び配点
- 合格者数及び内訳
- 成績状況(合格者の最高・最低点及び平均点等)
- 入学者の状況

(2) 受験者本人の請求による情報開示

受験者本人の請求による情報開示請求があった場合に限り、次の内容を開示します。請求方法は、本研究科ホームページに掲載します。

なお、情報開示請求を行う際には、本研究科発行の受験票が必要となりますので、受験票は試験終了後も大切に保管しておいてください。

- 面接試験の可否
- 小論文試験の得点
- 法律専門科目の科目ごとの得点

(出典：平成26年度金沢大学法科大学院学生募集要項6頁)

**【データ6-8】成績開示請求の方法（平成24年度）**

平成25年度入学試験にかかる成績開示について

平成25年度金沢大学大学院法務研究科入学試験について、受験された方の個別の成績を開示いたします。開示を希望される場合は、下記の要領で申請してください。

(1) 開示内容

- ・面接試験の可否
- ・小論文試験の得点（100点満点）
- ・法律科目試験の科目ごとの得点（公法・私法各50点満点，刑法25点満点）

(2) 申請手続

次の書類を同封し、封筒のおもて面に「入試成績開示申請書在中」と朱書きし、下記の宛先へ持参または簡易書留郵便により申請してください（電話、FAX、e-mail等による申請はできません）。

1. 本研究科所定の成績開示申請書

申請書をこちらからダウンロードし、印刷してお使いください。

なお、ファイルはPDFファイルになっておりますので、閲覧するためにはAcrobat Readerが必要になります。

2. 受験票原本（本研究科入学者は、学生証の提示でも可）

3. 返信用封筒1通（定形封筒 [23.5×12 cm] に宛先を明記し、380円切手（簡易書留郵便料金）を貼付のもの、本研究科入学者は不要）

（宛先）

〒920-1192

石川県金沢市角間町

金沢大学大学院法務研究科学務係

(3) 請求期間

平成25年3月25日（月）～平成25年4月5日（金）17:00（大学院法務研究科学務係必着）

(4) 開示の時期

申請期間終了後、開示手続を行います。

（出典：法務研究科ウェブサイト（PC版）：<http://knzwls.w3.kanazawa-u.ac.jp/admission/seisekikaiji.html>）

(5) 適性試験の最低基準点の利用

平成22年度入試から、当該年度の適性試験の下位15%のラインに合格最低点を設定した。実際、点数の著しく低い者は合格者に含まれていない。（別添資料9：平成26年度金沢大学法科大学院学生募集要項1頁）（データ6-9）【解釈指針6-1-4-2】

【データ6-9】平成25年度入学者選抜試験における適性試験の成績状況

(1) 合格者の最高点・最低点・平均点

[標準コース]

	最高点	最低点	平均点
適性試験 (100点)	86.0	51.3	67.9
小論文試験 (100点)	79.0	52.0	68.7

[短縮コース]

	最高点	最低点	平均点
適性試験 (50点)	38.8	25.7	32.7
法律専門科目 (公法) (50点)	34	20	26.2
法律専門科目 (私法) (50点)	38	23	30.2
法律専門科目 (刑法) (25点)	20	5	11.6

(2) 合格者の適性試験成績分布

単位：人

適性試験成績	標準コース	短縮コース
251点～300点	1	0
241～250点	1	0
231～240点	0	1
221～230点	5	1
211～220点	2	1
201～210点	2	0
191～200点	4	0
181～190点	2	0
171～180点	0	0
161～170点	2	0
140～160点	2	2
0～139点	0	0

(出典：法務研究科ウェブサイト (PC版)：

<http://knzwl.s.w3.kanazawa-u.ac.jp/admission/nyushikekka/h25.html>

**基準 6-1-5**

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

**(1) 志望理由書の提出及び面接試験の実施**

志願者全員に志望理由書を提出させ、全員に面接試験を実施することにより、受験者の多様な知識又は経験をより適切に評価できる体制を整備している。【解釈指針 6-1-5-1 (1)(2)】(データ 6-10, 別添資料 9 : 平成 26 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 3 頁「5. 出願書類」)

**【データ 6-10】志望理由書の提出について****①平成 16 年度入試**

## 4. 出願書類

《中略》

## (7) 志望理由書 (本要項添付の用紙)

「社会人」または「他学部出身者」の資格での出願を希望する者のみ提出。これまでの社会経験または学習経験を踏まえた上で、法科大学院を志望した理由及び入学後の抱負を 1, 200 字程度で記載すること。

※本研究科においては、「社会人」「他学部出身者」の定義は以下による。

1. 「社会人」とは、出願時において、出願資格取得後 3 年以上経過している者をいう。
2. 「他学部出身者」とは、修得した単位のうち、法律系の科目の単位数が過半数に達しない者をいう。

(出典：平成 16 年度金沢大学大学院法務研究科法務専攻 (法科大学院) 学生募集要項 2 頁)

**②平成 17 年度～21 年度入試**

## 4. 出願書類

入学志願者は、次の書類を提出しなければならない。

《中略》

## 志望理由書

本要項添付の用紙を使用してください。これまでの社会経験又は学習経験を踏まえた上で、本研究科を志望した理由及び入学後の抱負を 800 字程度で記載してください。なお、この中に、外国語検定、各種資格等を織り込んでも構いません。

(出典：平成 21 年度金沢大学大学院法務研究科法務専攻 (法科大学院) 学生募集要項 3 頁)

**③平成 22～26 年度入試**

## 5. 出願書類

入学を志願する方は、次の書類を提出しなければなりません。

《中略》

## 志望理由書

本要項添付の用紙を使用してください。これまでの社会経験又は学習経験を踏まえた上で、本研究科を志望した理由及び入学後の抱負を 800 字程度で記載してください。

(出典：平成 26 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 3 頁)

※選抜方法として、受験者全員に面接試験を実施することについては、前掲データ 6-2 参照。

(2) 優先合格枠の設定

多様な知識又は経験を有する者を多数入学させるため、本研究科では、社会人・他学部出身者のための「優先合格枠」を設定している。【解釈指針6-1-5-1(3)】本研究科では、出願時において、出願資格取得後3年を経過している者を「社会人」、法学以外の課程の修了者又は修了見込みの者で当該課程において修得した単位のうち専門科目における法律系の科目の単位数が過半数に達しない者を「他学部出身者」と定義しており、「優先合格枠」とは、これらの受験者が全合格者の3割程度に達するまで優先的に合格させる制度である。(データ6-11)本研究科開設以来、合格者全体に占める社会人・他学部出身者の割合は3割程度、ないし3割を超えている。(様式2, データ6-12-1)その結果、平成21年度まで、入学者についても全体に占める社会人・他学部出身者の割合は3割を超えていた。(様式2, データ6-12-2, 【解釈指針6-1-5-1(3)】)平成22年度は、入学定員を減らしたことから、受験者総数も少なく、合格者における社会人・他学部出身者の割合は3割程度であったため、優先合格枠は発動しなかった。同年度においては、入学者における社会人・他学部出身者の割合は3割以上となっていないが、これは入学手続をとらなかった合格者がいることによるものである。なお、この年度においても2割は下回っていない。(様式2, データ6-12-2, 【解釈指針6-1-5-1(4)】)

【データ6-11】優先合格枠について

7. 選抜方法

(1) 標準コース

《中略》

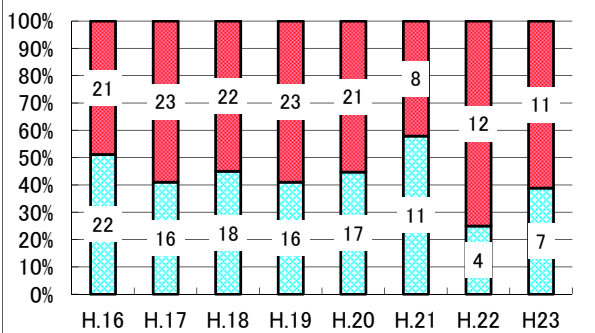
※ 合格者のうち、3割程度を社会人・他学部出身者のための優先合格枠として設定します。

※ 本研究科における「社会人」「他学部出身者」の定義は次のとおりです。疑問点等がある場合は、大学院法務研究科学務係(「6. 出願手続」の(4)出願書類提出先)に事前に問い合わせてください。

1. 「社会人」とは、出願書類受付期間最終日の時点で、2. (2)の出願資格の学歴等を取得後3年以上経過している方をいいます。
2. 「他学部出身者」とは、次の2つの要件を満たす方をいいます。
  - ① 法学以外の課程を修了されたことがある方又は修了する見込みの方
  - ② ①の課程において修得された単位のうち、専門科目における法律系の科目の単位数が過半数に達しない方

【データ6-12-1】

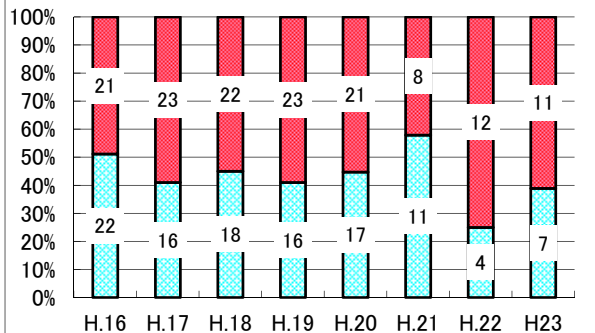
合格者における社会人・他学部出身の割合



※青：社会人・他学部出身者数 赤：法学部出身者数  
(入試データを基に作成)

【データ6-12-2】

入学者における社会人・他学部出身の割合



※青：社会人・他学部出身者数 赤：法学部出身者数  
(「学生数の状況」(様式2)を基に作成)

## 6-2 収容定員及び在籍者数等

## 基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本研究科における現在の在籍者数は、収容定員75人に対し63人となっている。また、平成20年度以降の在籍者数は、68人から118人(収容定員90人から120人、平成21年度までは入学定員1学年40人、平成22年度から25人)となっており、収容定員を上回っていない。なお、今後在籍者数が収容定員を上回った場合は、その状態が恒常的なものにならないよう、合否判定の際に合格者数を過去のデータを基に調整する予定である。【解釈指針6-2-1-1】(様式2:学生数の状況)(データ6-13)

【データ6-13】在籍者数

単位:人

	5月1日現在の在籍者数	収容定員
平成20年度	118	120
平成21年度	104	120
平成22年度	85	105
平成23年度	68	90
平成24年度	63	75
平成25年度	61(26年3月5日現在)	75
平成26年度	50	75

(教務データを基に作成)

**基準 6-2-2**

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

入学定員を踏まえ、本研究科会議において、「優先合格枠」を除けば総合点の上位者から順に合格とする方法により、厳正な合否判定を行っており、入学定員と入学者受入数との間に大きな乖離が見られなかった。(様式 2)

平成 21 年度入学者選抜では、入学者が 19 人となり入学定員 40 人と乖離したが、これは、平成 22 年度から入学定員を 25 人とする方針を前倒して実施したことによるものである。なお、平成 24 年度入試からは、入学者数が入学定員を下回っている状態の恒常化を回避するための方策を検討し、2 次募集も実施した。平成 25 年度入試では、A 日程入試、B 日程入試の 2 回の入試を行ったが、入学定員を下回った。さらに、平成 26 年度では、C 日程入試も加え、年 3 回の入試を行い、さらに 2 次募集(標準コースのみ)も実施した。(別添資料 23:平成 26 年度〔第 2 次募集〕金沢大学法科大学院学生募集要項, データ 6-14)

**【データ 6-14】平 26 年度入試 (A 日程入試, B 日程入試, C 日程入試)**

	A 日程入試	B 日程入試	C 日程入試
出願資格事前審査期間	平成 25 年 6 月 19 日～21 日	平成 25 年 9 月 4 日～6 日	平成 25 年 12 月 4 日～6 日
出願期間	平成 25 年 7 月 22 日～26 日	平成 25 年 9 月 30 日～10 月 4 日	平成 26 年 1 月 6 日～10 日
試験期日 (標準コース)	平成 25 年 8 月 24 日	平成 25 年 11 月 9 日	平成 26 年 2 月 8 日
試験期日 (短縮コース)	平成 25 年 8 月 24 日, 25 日	平成 25 年 11 月 9 日, 10 日	平成 26 年 2 月 8 日, 9 日
合格発表日時	平成 25 年 9 月 19 日	平成 25 年 11 月 21 日	平成 26 年 2 月 20 日
入学手続期間	平成 25 年 10 月 16 日～18 日	平成 25 年 12 月 18 日～20 日	平成 26 年 3 月 12 日～14 日

(出典: <http://knzwl3.w3.kanazawa-u.ac.jp/admission/nagare.html>, 平成 26 年度金沢大学法科大学院学生募集要項裏表紙)

**【平成 26 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 第 2 次募集】**

単位: 人

	期日 (期間)	
募集要項発表	平成 25 年 12 月 26 日	
出願	平成 26 年 2 月 10 日～14 日	
試験	平成 26 年 3 月 1 日	受験者数 1
合格発表	平成 24 年 3 月 6 日	
入学手続	平成 24 年 3 月 19 日～20 日	

(出典: 平成 26 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 第 2 次募集)



**基準 6-2-3 : 重点基準**

在籍者数，入学者選抜における競争倍率，専任教員数，修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し，入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6-2-3 に係る状況)

(1) 現状

本研究科の入学者選抜における競争倍率は，約 2 倍であり，実質的な競争が確保されており，在籍者数についても収容定員と比べても良好であると言える。【解釈指針 6-2-3-1】(データ 6-15, 様式 2)

また，法律基本科目のすべての分野について少なくとも 1 人の専任教員を配置している。さらに，法律実務基礎科目に関するみなし専任教員，展開・先端科目群の教員を合わせて，16 人(平成 24 年 5 月 1 日現在)の専任教員により法科大学院教育を担当しており，本研究科においては 1 学年 25 人であることを考えると充実した教員体制である。(様式 3, 4)

修了者の進路等については，3 割程度が新司法試験に合格し，そのほか，公務員になった者も相当数いる。(データ 1-1, 1-2)

**【データ 6-15】入試における志願者数及び合格者数**

単位：人

		志願者数	受験者数	合格者数	倍率 (受験者/合格者)	備考
平成 20 年度	標準コース	191	160	65	2.46	短縮コース志願者数，受験者数，合格者数は，標準コースの内数
	短縮コース	19	13	2	6.50	
	計	191	160	65	2.46	
平成 21 年度	標準コース	121	84	50	1.68	短縮コース志願者数，受験者数，合格者数は，標準コースの内数
	短縮コース	28	22	1	22.00	
	計	121	84	50	1.68	
平成 22 年度	標準コース	53	47	26	1.80	志願者数及び受験者数は，コース併願者を含む
	短縮コース	34	29	12	2.41	
	計	87	76	38	2.00	
平成 23 年度	標準コース	73	63	35	1.80	志願者数及び受験者数は，コース併願者を含む
	短縮コース	46	41	17	2.41	
	計	119	104	52	2.00	
平成 24 年度	標準コース	66	51	24	2.12	志願者数及び受験者数は，コース併願者を含む
	短縮コース	43	37	16	2.31	
	計	109	88	40	2.20	
平成 25 年度	標準コース	49	43	21	2.05	志願者数及び受験者数は，コース併願者を含む
	短縮コース	18	15	5	3.00	
		67	58	26	2.23	

(出典：法務研究科ウェブサイト(PC版)：<http://www.jd.kanazawa-u.ac.jp/admission/nyushikekka08.htm>)

(2) 改善への取組

平成 21 年度入学者選抜において競争倍率が低かったため、研究科会議において議論を重ね、平成 22 年度入学者選抜から入学定員を 25 人にした。平成 26 年度入試 A～C 日程入試終了時において、志願者数が昨年比の約 40%に留まっているため、研究科会議において議論し、入学定員を 15 名とする決議がなされた。(資料：第 79 回法務研究科会議議事録)

また、次年度以降、入学定員と乖離しないように、従来行っていた説明会に加え、他大学にて説明会を開催したり、進学説明会のポスター等の掲示・告知方法などを協議し、27 年度入試において実施している。

入試会場についても、27 年度入試より東京会場を計画している。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

#### ①入試制度について

多様な知識又は経験を有する者を多く入学させるため、社会人・他学部出身者のための「優先合格枠」を設けている。これにより、毎年、全合格者の少なくとも3割を社会人・他学部出身者が占めることを確保している。このような制度は、多様なバックグラウンドを持った法曹を養成するという司法制度改革の趣旨を体現したものである。ただし、平成22年度入学者選抜からは入学定員を25人に減らしたこともあり、また受験者総数も少なかったことから、合格者のうち3割程度の社会人・他学部出身者は維持したものの、入学者のうち社会人・他学部出身者を3割確保することは困難であった。

アドミッション・ポリシーに即した意欲ある学生を入学させるべく、入試制度を絶えず真摯に検証し、改善に向けた継続的な努力を行っている。

出題・採点等に際してのミスを防止するとともに、良問を吟味するため、小論文試験においては複数の出題委員によって問題作成に当たることとし、法律専門科目試験においては、事前に入試問題検討会を開き、出題者全員により問題すべてを検討することとしている。とりわけ後者においては、専門分野を問わず出題委員全員が問題を検討することによって、高度に専門的すぎる問題、一部の専門家の間でのみ通用する用語の使用、特定の判例を当然の前提とした事例など、不適切な問題を事前にチェックする体制を整備している。このような相互チェック体制の整備は、厳正かつ公正な入試を担保するものである。

本研究科では、適性試験や提出書類等による第一次選抜を行わず、すべての受験者に対して面接試験を実施している。これは、志望理由、大学における勉学及び課外活動状況、多様な実務経験及び社会経験等を受験者から直接聴取するためであり、法曹への熱意や勉学意欲を確認するために最も有効なのは、書面のみならず、受験者と直接対話することであると認識に基づくものである。このような面接試験の導入は、小規模な法科大学院の特性を生かした入試制度である。

#### ②広報活動について

ウェブサイト上において、教育理念や目的などの基本情報はもちろん、入試問題を含む入試データ、全授業科目に関する詳細なシラバス（授業計画）など豊富な情報を掲載している。さらに、PC版ウェブサイトのみならず、携帯電話サイトも設置して情報提供に努めている。これは、多くの学生・社会人が携帯電話を所有し、これを用いてウェブサイトを閲覧しているという現状に即応している。また、多くの進学説明会を開催しており、平成19年度は10回、平成20年度は9回、平成21年度から平成23年度までは各6回、平成24年度は7回開催した。

### (2) 課題等

地域に根差した法曹教育という理念に沿い、受験地も本学が所在する金沢市でのみ行ってきた。年々、減少する受験者数に合わせて入学定員の見直しも図ってきたが、これ以上志願者が減少すると、教育水準の低下も予想される。本研究科においては、入学者の資質の確保を前提とした上で、2次募集等の対策も講じているが、さらに制度のみならず、受験地及び時期、回数も検討する必要がある。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

学生の学習面及び生活面における支援については、本研究科内に設置された「教務・学生委員会」が所轄し、履修指導や学生生活に関するアドバイス体制の整備等を担当している。(別添資料8：平成24年度法務研究科部内委員・学内委員会メンバー表)

##### (1) 履修ガイダンス

入学者全員に対する履修指導としてオリエンテーション、その他各年度前期、後期ごとにガイダンスを実施している。ガイダンスでは本研究科の基本理念、教育目的を説明し、あるべき法曹の具体像を示している。また、シラバスを配布し、授業科目ごとに担当教員が授業の概要等を説明している。【解釈指針7-1-1-1、7-1-1-2(1)】(別添資料24：平成24年度前期授業科目ガイダンス資料、別添資料25：平成24年度入学者オリエンテーション及び前期授業科目ガイダンス日程・進行次第)

法学未修者の学習が円滑に進むための配慮として、法律基本科目の授業期間が始まる前に集中講義にて「法学入門」を実施している。また、入学前の時期(2月～3月)においても、憲法、民法、刑法、商法、行政法の各分野について、入学者に対して、図書を指定し、授業が開始されるまでに読むことを推奨している。【解釈指針7-1-1-2(2)】(別添資料26：入学前の指定図書による事前学習について(平成24年度版))

また、ガイダンス後には、授業開始前に教員と親睦の機会を設けるため、平成23年度後期から茶話会を開催している。

##### (2) アドバイス教員制度

各学生には、2人のアドバイス教員をつけており、履修上、生活上の相談に個別に対応するとともに、学生個人の特性、法学の習熟度、学問的興味、関心、将来の進路に合った履修指導を行っている。

各学期の始めには、直前までの成績表を持参させ、アドバイス教員が個別に学生と面接し、学習の状況等を聞き取り、適切なアドバイスをしている。休学・退学をしようとする場合には、当該学生は必ずアドバイス教員と面談を行わなければならない。またアドバイス教員は、経過報告書を作成しなければならない。(別添資料36：休学願・休学経過報告書・退学願・退学経過報告書様式)

また、アドバイス教員の構成は、できる限り研究者教員と実務家教員が1人ずつとなるように配慮している。さらに、女子学生には女性教員を少なくとも1人アドバイス教員にあてることで、男性教員には話しづらい身体や心の悩みを相談できる体制を確保している。(別添資料27：アドバイス教員担当学生名簿(平成24年度版))

これらのアドバイス教員の業務をまとめた「アドバイス教員要領」を平成23年4月に策定し、各教員はこれに従った学生アドバイスを実施している。(別添資料28：アドバイス教員要領)【解釈指針7-1-1-1】

### (3) オフィス・アワーの設定

各教員は、毎週1時間程度のオフィス・アワーを設定し、アカンサスポータル等により学生に周知している。指定した日時に教員は研究室に在室し、学生は事前連絡なく研究室を訪れ質問することができる。【解釈指針7-1-1-3】(別添資料4：2012(平成24年度)大学院法務研究科履修の手引29頁「2 法務研究科教員のオフィス・アワーについて」、同40-45頁「角間地区建物、講義室、教員研究室配置図」、別添資料14：法務研究科ウェブサイト(PC版)「担当教員の紹介」、別添資料29：平成24年度大学院法務研究科専任教員オフィス・アワー)

### (4) 弁護士チューター、学生アドバイザーなど

弁護士をチューターとして採用し、授業科目の履修をはじめ、学生からの勉学上の相談に対応している。原則として週2回、4時限目終了後の時間帯に2時間にわたり、学生相談室に待機し、アドバイス等を行っている。(別添資料30：平成23年度弁護士チューター制度実施状況、別添資料4：2012(平成24年度)大学院法務研究科履修の手引29頁)

また、修了者の一部を学生アドバイザーとして採用し、在学生からの勉学上の相談に対応している。2013年6月より、学生アドバイザーが交代で常駐する部屋を用意し、在学生がいつでも相談できる体制を導入した。(別添資料4：2012(平成24年度)大学院法務研究科履修の手引30-31頁)【解釈指針7-1-1-4】

### (5) 新入生アドバイスセミナー、教員・弁護士による講演会など

4月に弁護士による新入生に対するアドバイスセミナーを実施しており、法科大学院での勉強方法や司法試験に対する心構えなどを講演している。また、毎期の履修ガイダンス後には、弁護士や実務家教員が講演会を行い、それぞれの立場から勉強方法などについてのアドバイスや、自分の司法試験の体験談を話すことによって、学生に参考にしてもらうとともに、勉学や試験へのモチベーションを維持するよう試みている。

### (6) 合格者懇談会

毎年9月に、その年度の司法試験合格者と在学生との懇談会を実施している。合格したばかりの者に、1年、2年、3年それぞれの年の勉強方法や、教科ごとの勉強方法、心がけたことなどを書いてもらい、それを配布してそれをもとに学生との質疑応答を行い、身近な先輩の合格体験を参考にできるようにしている。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

(1) 本学による経済的支援

本学における学生の経済的支援として、入学料、授業料の減免制度及び入学料徴収猶予制度がある。入学料、授業料減免制度は、学生の経済状況及び学業成績により、入学料、授業料のそれぞれにつき半額又は全額を免除するものである。(データ7-1)

これら入学料、授業料の減免制度については、合格者に対して合格通知とともに送付する「大学院入学・進学手続要項」に記載し、さらに授業料の減免制度については、入学後に配付する「履修の手引」にも記載することにより周知している。【解釈指針7-2-1-1】(別添資料32：平成24年度(2012年度)大学院入学・進学手続要項3頁「2. 入学料免除を希望する場合の手続」, 4頁「入学料徴収猶予を希望する場合の手続」, 5頁「2. 授業料免除(平成24年度前期分)を希望する場合の手続」, 別添資料4：2012(平成24年度)大学院法務研究科履修の手引27頁「8 授業料の納入及び免除制度について」)

金沢大学学生特別支援制度による大学院研究奨励支援も平成22年度から導入され、毎年、本研究科学生のうち成績優秀者6人が各5万円の支給を受けている。

【データ7-1】入学料・授業料減免

①入学料減免実績

単位：人

	申請者数	半額免除	全額免除
平成20年度	6	0	2
平成21年度	5	2	1
平成22年度	6	3	1
平成23年度	3	0	0

②授業料免除実績

単位：人

	前期			後期		
	申請者数	全額免除	半額免除	申請者数	全額免除	半額免除
平成20年度	34	0	25	28	0	26
平成21年度	27	0	23	28	0	18
平成22年度	22	0	22	24	0	20
平成23年度	14	4	7	14	0	13

(教務データを基に作成) (平成24年3月15日現在)

(2) 本学以外の団体による経済的支援

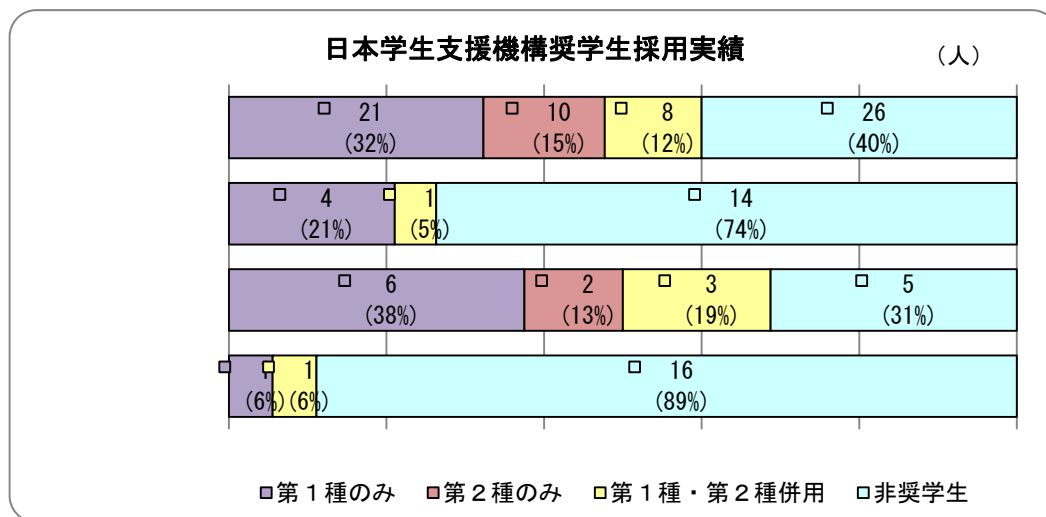
本学以外の団体による支援として、次の2種類がある。【解釈指針7-2-1-1】

① 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金

本研究科学生も、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の貸与対象学生となっている。(データ7-2)

これについては、合格者に対して合格通知とともに送付する「大学院入学・進学手続要項」に記載するとともに、入学後に配付する「履修の手引」にも記載することにより、周知している。また、本学が入学後に配布する「大学院便覧」にも記載している。(別添資料32：平成24年度(2012年)大学院入学・進学手続要項8頁「4. 奨学金」、別添資料33：平成24年度(2012年度)金沢大学大学院便覧98頁「(7)奨学金制度」、別添資料4：2012(平成24年度)大学院法務研究科履修の手引28頁「9 奨学金制度について」)

【データ7-2】在学者における奨学生の割合(独立行政法人日本学生支援機構による奨学生)



(注) 端数整理のため、割合の合計が100とならない場合がある。

(教務データを基に作成) (平成24年3月15日現在)

② NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶによる奨学金

弁護士過疎地域での弁護士活動を志す法科大学院生の学費支援を目的とし「NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ」は、中部地方に存する7大学の法科大学院生を対象に奨学生の募集を行い、毎年、数人が奨学生として採用されている。(データ7-3)

これについては、合格者に対して合格通知とともに送付する入学手続関連の書類の一つとして文書で案内するとともに、入学後に配付する「履修の手引」にも記載することにより、周知している。(別添資料34：NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶウェブサイト、別添資料4：2012(平成24年度)大学院法務研究科履修の手引28頁「9 奨学金制度について(2) NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生」)

【データ7-3】NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生採用実績(法務研学務係作成)

平成19年度	1人	平成21年度	0人	平成23年度	1人
平成20年度	0人	平成22年度	1人	平成24年度	2人

(3) その他の生活支援

① 生活相談

学生アンケート調査項目においても、学生生活についての項目を設けている。(別添資料 11: 勉学生活アンケート用紙・期末授業評価アンケート用紙)

その他、全学において「なんでも相談ーよるまっし」があり、本学教員や学生ボランティアが相談員となっている。【解釈指針 7-2-1-2】(別添資料 4: 2012 (平成 24 年度) 大学院法務研究科 履修の手引 32 頁)

② 健康相談

本学の保健管理センターにおいて、定期健康診断を実施するほか、健康等に関する各種相談を受け付け、相談に応じて医師、看護師、心理カウンセラーが対応する。【解釈指針 7-2-1-2】

③ ハラスメント相談

本学の「国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程」、「国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針」に基づき、本研究科内においてもハラスメント防止に努めるとともに、ハラスメント相談員が相談窓口となっている。【解釈指針 7-2-1-2】(別添資料 35: ハラスメント防止のために)

なお、上記の各種相談制度及び相談窓口については、「履修の手引」に掲載して学生に周知している。また、入学者オリエンテーション時に口頭でも指導を行っている。(別添資料 4: 2012 (平成 24 年度) 大学院法務研究科履修の手引 32 頁「8 ハラスメントについて」、29-32 頁「各種相談について」、別添資料 25: 平成 24 年度入学者オリエンテーション及び前期授業科目ガイダンス日程・進行次第)



### 7-3 障害のある学生に対する支援

#### 基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援，実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本研究科では、これまで、配慮が必要な身体障害のある入学者はいないが、視覚障害のある学生に対応する PC の導入や、聴覚障害のある学生への支援としてのノートテイク制度などについて、検討している。また、全学的に身体等に障害のある学生の支援を図るため、金沢大学障害学生支援委員会を設置しており、その委員会における支援施策の一環として、全学的に施設設備の整備が行われ、スロープ、手すり、車椅子のための鏡付きエレベーター、事務室等における引戸が設置されている。(データ 7-4)

【データ 7-4】人間社会第 1 講義棟自動ドア取設・スロープ取設



## 7-4 職業支援（キャリア支援）

### 基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

学生は、おおむね法曹となる希望で入学しており、現在のところ、進路希望としては、司法試験合格が、ほぼ唯一のものである。この法曹志望者への指導・助言については、主として実務家教員がオフィス・アワー等を利用してこれを行う体制にある。（別添資料27：アドバイス教員担当学生名簿（平成24年度版））

他方、まれに進路変更を希望する者もあり、退学して医学部に入学し直す学生、司法書士試験に合格し退学する学生、研究者を目指して他大学院に入学し直す学生、国家公務員（第I種）に転じた学生、が過去にあった。このような学生に対しては、それぞれのアドバイス教員が、学生の希望、能力、適性に応じて、進路選択の相談に乗り、指導・助言している。

また、本学には、学生全体を対象に就職支援を行う組織として就職支援室があり、法曹以外の進路を志望するに至った学生は、就職支援室を利用して就職支援を受けることができる。（別添資料37：金沢大学学生部就職支援室ウェブサイト）

このような中であって本研究科では、学生の進路相談を専門に担当することを目的とする、教員2人により構成される「就職支援委員会」を平成23年度から発足させ（別添資料8：平成25年度 法務研究科部内委員・学内委員会メンバー表）、法科大学院生の就職支援のためのウェブサイト「ジュリナビ」の使用法や面接方法などの説明会を開催している。（データ7-5）また、一般企業、地方公共団体等からの法科大学院修了生に対する求人情報はリフレッシュルームに置き、法曹以外の求人があることを広く学生、修了生に行き渡らせるよう心掛けている。また、規程作成などの業務を行う求人があった場合には連絡をもらえるように、本学就職支援室長や法学類の教員とも連携している。職域拡大のために、就職支援委員3名が本学内で行われた「文理系総合 業界・企業研究会」における情報交換会に参加するなど、企業における法科大学院修了生の活躍の場について意見交換した。（資料：平成25年度金沢大学主催「文理系総合 業界・企業研究会」開催要項）

**【データ7-5】就職支援関係説明会**

- ①平成 25 年 9 月 28 日（土）14 時～14 時 30 分 就職支援室説明会
- 1 「就職活動の現状と、金沢大学就職支援室（大学本部 2 階）の役割」45 分  
講師：山本就職支援室長
  - 2 「法科大学院から国家公務員への就職について」：45 分  
講師：山下亮 氏  
（平成 16 年入学、平成 19 年修了後、平成 19 年法務省入省）
  - 3 「法曹への道筋」：30 分  
講師：三浦教授
- ②平成 26 年 3 月 13 日（木）16 時 15 分～17 時 30 分 就職支援講演会
- 1 労働局の担当者：労働基準監督官の業務について説明（20 分）
  - 2 株式会社 PFU の法務担当部長の岡本様からの法務部の業務説明（40 分）  
（就職支援委員会議事録を基に作成）

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 各学生のアドバイス教員をできる限り研究者教員と実務家教員が1人ずつとなるように配置し、学習指導や学生生活面での指導について、修了時まで継続して、学生の個性に応じたきめ細かな指導ができる体制をとっている。
- ② 弁護士チューター制を導入し、学生に対する学習支援体制を整備している。
- ③ 入学料・授業料の減免制度や、各種奨学金制度を利用することにより、多くの学生が、何らかの形で経済的支援を受けている。
- ④ 授業科目ガイダンスを行うとともに、授業開始前に教員と学生の交流を深め、質問などをしやすい雰囲気を作るため、茶話会を開催している。
- ⑤ 教員2人から成る就職支援委員会を設置し、法曹のみならずあらゆる組織・企業への就職の情報、相談に応じている。

### (2) 課題等

該当なし

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科における専任教員数は16人であり、うち11人が教授、5人が准教授である。これは、文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第1条第3項の要件を満たすものである。また、上記16人のうち、専任ではあるが他の学部・大学院の専任教員（いわゆる「専・他」の教員）はいない。基準8-2-1でも述べるとおり、上記告示第1条の要件を満たしている。

専任教員の専門分野については、データ8-1のとおりである。本研究科には、その種類及び規模に応じた教育上必要な教員を配置している。(様式6：教員業績調書，様式3：教員一覧，教員分類別内訳)

兼任教員及び兼任教員についても、本研究科における教育課程に応じ必要な教員を配置している。これらの教員については、最終学歴及び主な経歴を本研究科ウェブサイトに掲載することにより、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料を学外に開示している。(別添資料14：法務研究科ウェブサイト(PC版) <http://www.jd.kanazawa-u.ac.jp/outline/prof.htm>)

#### 【データ8-1】教員の分類

##### ①研究者専任教員

専門分野	教員名	教員名	教員名	教員名	人数
憲法	宇都宮純一	稲葉実香			2人
行政法	鶴澤剛				1人
民法	櫻見由美子	長谷川隆	舟橋秀明	宮本誠子	4人
商法	戸川成弘				1人
民事訴訟法	本間学				1人
刑法	振津隆行	西村秀二			2人
刑事訴訟法	佐藤美樹				1人

##### ②実務家専任教員

専門分野	教員名	教員名	人数
民法	田島純蔵	野坂佳生	2人
刑事法	森川誠一郎		1人
労働法・倒産法	三浦久徳		1人

(出典：2013(平成25年度)大学院法務研究科履修の手引き4頁)

**基準 8-1-2 : 重点基準**

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本研究科における専任教員 16 人は、いずれも当該基準各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を有している。(様式 3, 別紙: 教員業績調書) 実務家教員についても、本研究科専任教員就任前に他大学等において一定の教育経験を積んでいる。【解釈指針 8-1-2-1, 8-1-2-2】

**基準 8-1-3**

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

(1) 専任教員の採用・昇任

教員の採用及び昇任に関する規則として、「国立大学法人金沢大学職員採用規程」があり、第4条で、教育職員、すなわち教員の採用について、「国立大学法人金沢大学教育職員人事規程」の定めによる旨を規定している。(別添資料 38：国立大学法人金沢大学職員採用規程、別添資料 39：国立大学法人金沢大学教育職員人事規程)

これを受けて、教育職員人事規程の第3条第4項において、教員の採用及び昇任のための選考は、教育研究評議会の議に基づき学長の定める基準により、研究科会議又はこれに相当する委員会(以下「教授会等」と言う。)の議に基づき学長が行う旨を規定し、同条第5項において、この選考について教授会等が審議する場合において、その研究科会議等が置かれる組織の長は、本学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、研究科等において意見を述べることを規定している。(別添資料 40：国立大学法人金沢大学教員選考基準) 具体的な選考基準としては、本学全体に共通する基準として、「国立大学法人金沢大学教員選考基準」がある。ここでは、教授・准教授・講師の各資格を定めている。

さらに、平成 21 年度から「国立大学法人金沢大学教育職員の採用・昇任に係る選考手続きに関する規程」により、人事は、全学の教員人事会議の議によることになった。

これら本学共通の規則を受けて、本研究科は、専任教員の採用につき、「金沢大学大学院法務研究科教員選考内規」を設け、選考の具体的な手続を定めている。その概要としては、まず、教員の採用又は昇任に関する専任教員による発議を受け、研究科長は、選考委員会を設置し、法務研究科会議構成員(研究科長を除く)の中から選考委員 3 人を投票により選出する。選考委員会は、互選により委員長を選出し、委員長が選考委員会の議長となる。選考委員会は、上記「選考基準」に基づき、ピア・レビューの評価を参考としつつ、候補者の教育・研究歴及び研究業績等を厳正に審査し、審査が終了した時点で、研究科長に審査結果を報告し、研究科長はこれを本研究科の研究科会議の議に付する。同会議は、構成員の過半数を定足数とし、議事は、出席した構成員の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。この結果は、法学系会議に報告され、人間社会系教育研究会議代議員会においても審議されるが、法務研究科会議の決議が尊重されている。(別添資料 41：金沢大学大学院法務研究科会議細則、別添資料 42：金沢大学大学院法務研究科教員選考内規)

また、本研究科は、専任教員の昇任につき、上記の手続に加え、さらに外部ピア・レビューの実施を原則とし、人事手続をより厳格にしている。(別添資料 42：金沢大学大学院法務研究科教員選考内規)

(2) 非常勤講師の任用

非常勤講師の採用に関して、本研究科は、「大学院法務研究科における非常勤講師の採用手続に関する申合せ」を整備し、これに基づいて、専任教員と同等の高度な教育上の指導能力を有すると判断した者を採用している。採用手続としては、教務・学生委員会が、候補者の履歴や本務校における授業担当等に照らし、上記指導能力を有すると判断した者を研究科会議に推薦する。これに基づき同会議が審議を行い、採用の可否を決定する。(別添資料 43: 大学院法務研究科における非常勤講師の採用手続に関する申合せ)

なお、実務家教員のうち弁護士については、北陸三県の弁護士会又は「金沢大学法科大学院支援委員会」から推薦を受けた者に関して、教務・学生委員会が上記申合せに基づき審議を行っている。

非常勤講師の任用後も、本研究科の専任教員と同様の授業が実施できるように、担当専任教員を配備し、連絡調整することができるように制度化されている。(別添資料 44: 大学院法務研究科非常勤講師の連絡担当教員に関する申し合わせ)



## 8-2 専任教員の配置及び構成

**基準 8-2-1 : 重点基準**

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本研究科は、法務専攻のみから成り立ち、本研究科16人の専任教員は、当該1専攻に限る専任教員である。【解釈指針8-2-1-1】

本研究科における専任教員数は16人であり、学生の収容定員は75人であることから、文部科学省告示第175号第1条第1項により算出される最低の専任教員数（12人）を超えている。【解釈指針8-2-1-3】また、専任教員16人のうち11人が教授であることから、同告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第1条第3項も満たしている。【解釈指針8-2-1-2】さらに、専任教員16人のうち4人が法曹として5年以上の実務経験を有していることから、同告示第53号第2条も十分に満たしている。（様式3：教員一覧，教員分類別内訳，様式4：科目別専任教員数一覧）

**基準 8-2-2 : 重点基準**

法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法）については，いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

法律基本科目については，いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員を置いている。（様式 3 : 教員一覧，教員分類別内訳，様式 4 : 科目別専任教員数一覧，様式 6 : 教員業績調書）

なお，本研究科の入学定員は 25 人であるが，憲法には 2 人，民法には 4 人，刑法には 2 人の複数の専任教員を置いている。【解釈指針 8-2-2-1】

**基準 8-2-3**

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

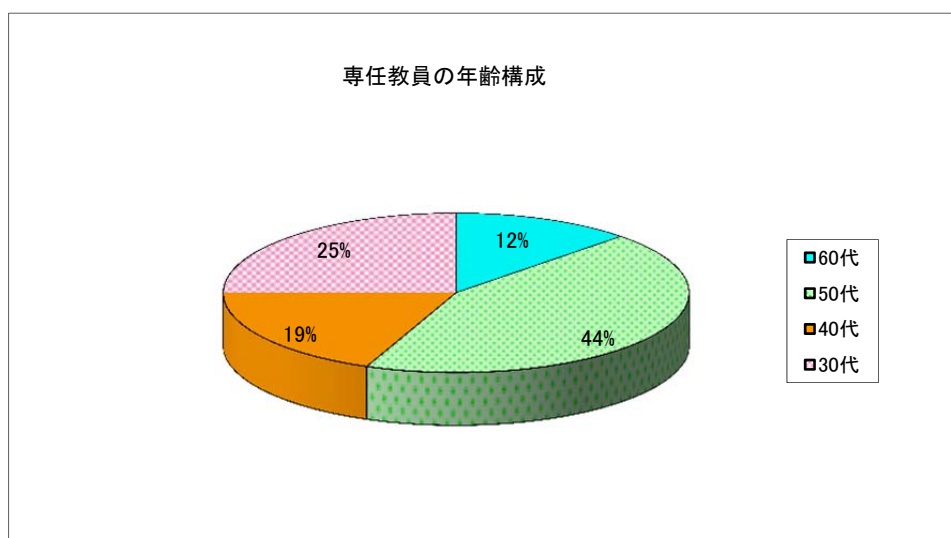
基準 8-1-1 (データ 8-1) のとおり、全法律基本科目において専任教員を配置している。また、必修科目 34 科目 (選択必修も含む) 中、32 科目は専任教員が配置されており、ほか 2 科目中「法曹倫理」は専任教員と非常勤講師から成るものであるため、非常勤講師のみでの必修科目は「法情報調査」のみである。よって、必修科目の 9 割以上が専任教員によるものである。

本研究科の入学定員は、平成 21 年度までは 40 人、平成 22 年度以降 25 人であり、大規模校のみに求められる要件は該当しない。

平成 22 年度には、展開・先端科目に属する「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「労働法Ⅱ」について専任教員 (実務家教員) を 1 人増員した。これは、企業の倒産により労働者の権利をめぐる問題は現在の地域社会において頻繁に生じうる問題であり、地域に根ざした法曹養成という本研究科の基本理念に鑑み、採用したものである。【解釈指針 8-2-3-1】 (様式 1 : 開講授業科目一覧, 様式 3 : 教員一覧, 教員分類別内訳, 様式 4 : 科目別専任教員数一覧)

また、専任教員の年齢構成は、60 歳代 2 人、50 歳代 7 人、40 歳代 3 人、30 歳代 4 人 (平成 24 年 5 月 1 日現在) であり、バランスの良い配置となっている。このことにより、学生の個性や特性に即応した学習上及び学生生活上の指導を行うことができるとともに、本研究科の将来計画の面でも、円滑な人事計画を組むことができる。【解釈指針 8-2-3-1】 (データ 8-2)

**【データ 8-2】 専任教員の年齢構成**



(教員一覧, 教員分類別内訳 (様式 3) を基に作成)

**基準 8-2-4 : 重点基準**

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

専任教員 16 人のうち、5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員（いわゆる実務家教員）は 4 人である。これは、専任教員総数の 25% を占める。すべての実務家教員が、その実務経験と関連する授業科目を担当している。【解釈基準 8-2-4-1】

なお、専任教員 16 人の中で、いわゆるみなし専任教員は 1 人である。【解釈基準 8-2-4-2】（様式 3 : 教員一覧，教員分類別内訳）

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

基準 8-2-4 で述べた、専任の実務家教員 4 人は、いずれも法曹としての実務経験を有する。(様式 3 : 教員一覧, 教員分類別内訳)

### 8-3 教員の教育研究環境

#### 基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

各専任教員の授業負担は、別紙様式 3 のとおりであり、その授業負担は年間 20 単位以下にとどまっている。【解釈指針 8-3-1-1】(様式 3：教員一覧，教員分類別内訳)

**基準 8-3-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

法科大学院制度が創設されて日が浅く、各専任教員が教育方法をめぐって試行錯誤しながらその改善に努めているというのが現状であり、また、管理運営業務が多いため、現時点においては、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間を与えるための制度(いわゆるサバティカル制度)は導入していなかった。

そこで、平成 19 年 3 月から、法務研究科教授会でサバティカル制度の導入をめぐる議論を行い、平成 19 年 4 月の同教授会において、サバティカル制度の早期実現の可能性をさぐりつつ、まずは、これに代わる制度として、学内委員会等の免除という措置を検討した。(別添資料 57: 第 63 回法務研究科教授会議事要録)

それを踏まえ、各委員会の業務内容等を再検討した結果、差し当たり「免除」は困難であり、各委員会の人数を減らすことによって、学内行政負担を軽減することになり、平成 21 年から、主要委員会(従来、3 人で担当)の構成人数を 2 人とした。(別添資料 8: 平成 25 年度法務研究科部内委員・学内委員会メンバー表)

平成 25 年 4 月 1 日に国立大学法人金沢大学サバティカル研修規程が施行され、勤続 6 年以上の教員について、1 年間の国内外でのサバティカル研修が取得できる制度が整備されたため、法務研究科の教員においても、この制度で申請することとしている。

**基準 8 - 3 - 3**

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 3 - 3 に係る状況)

本研究科は、法務研究科専属の事務職員として、2人を配置しており（人間社会系事務部学生課法務研学務係）、この事務職員が教務事項や施設管理などの事務全般を担当している。（基準 9 - 1 - 2 参照）その他、法務研究科図書室の図書管理及び図書の発注・整理のため、司書1人（週4日2時間勤務）を配置している。



## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 専任教員を、60歳代、50歳代、40歳代及び30歳代の四つの年代において幅広く配置していることにより、学生の個性や特性に即応した履修上及び学生生活上の指導を行うことができるとともに、本研究科の将来計画の面でも、円滑な人事計画を組むことができる。
- ② 法律基本科目及び必修科目のほとんどを専任教員が担当している。このことは、法曹養成の中核を成す部分の教育が責任を持って実施されることを意味している。
- ③ 法曹としての実務経験を5年以上有する実務家教員が専任教員の25%を占めている。このことは、より実践的な法曹養成が実現できる体制を整備していることを意味している。

### (2) 課題等

規模的に専任教員が少ないことから、どのようなサバティカル制度が可能であるか検討を重ねている。現在のところ、委員会業務を最小限度の負担にするなど各教員の教育、研究に対する時間をできるだけ多くするように努めている。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

##### （1）会議

本研究科は、その運営に関する重要事項を審議する独自の組織として、法務研究科会議を置いている。同会議は、本研究科の専任教員（准教授を含む）で構成している。

【解釈指針9-1-1-1】（データ9-1）なお、専任教員16人のうち、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者が1人含まれているが、この教員も法務研究科会議の構成員として本研究科の教育課程の編成等に関して責任を担っている【解釈指針9-1-1-2】。

なお、会議は、月に1度（第3火曜日）開催することを定例としているが、必要に応じて臨時に開催することもある。

法務研究科会議は、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について独自に審議決定している。

（同教授会の審議事項の詳細は、同規程第3条参照）【解釈指針9-1-1-3】

本研究科の管理運営を適切に行うため、研究科長の下、本研究科内に8つの委員会を設置し、すべての委員会について本研究科の専任教員が委員となり、組織的に業務を分担し、遂行している。（別添資料8：平成24年度法務研究科部内委員・学内委員会メンバー表）

##### （2）研究科長

本研究科の長として、専任の法務研究科長を置き、法務研究科長を補佐するため、副研究科長を置いている。（別添資料45：金沢大学大学院法務研究科副研究科長に関する規程、別添資料33：平成25年度（2013年度）金沢大学大学院便覧3頁 第22条）

**【データ9-1】法務研究科会議**

①金沢大学大学院法務研究科会議細則：別添資料41

(組織)

第2条 会議は、金沢大学大学院法務研究科（以下「研究科」という）を担当する者のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 専任の教授，准教授，講師（常勤の者に限る。）及び助教（以下「教員」という）
- (2) 前号に掲げる者の他，年間6単位以上の授業を担当し，研究科の教育課程編成等の運営に責任を有する者

②金沢大学学則

第22条 学域，研究科，研究域，附属病院，がん研究所，附属図書館，学内共同教育研究施設，保健管理センター，共通教育機構，グローバル人材育成推進機構，先端科学・イノベーション推進機構及び国際機構を部局とし，それぞれ学域長，研究科長，研究域長，附属病院長，がん進展制御研究所長，附属図書館長，学内共同教育研究施設の長，保健管理センター所長，共通教育機構長及びグローバル人材育成推進機構，先端科学・イノベーション推進機構及び国際機構長（以下「部局長」という。）を置く。

《2～7項 略》

8 第1項に定める部局に，部局長を補佐するため，副部局長を置くことがある。

(別添資料33：平成25年度（2013年度）金沢大学大学院便覧3頁)

**基準 9-1-2**

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本研究科の人事、総務、会計及び学務に関する事務については、人間社会系事務部における総務課、会計課及び学生課が担当しており、平成 24 年度は計 27 人を配置している。(データ 9-2) (別添資料 46：金沢大学人間社会系事務部組織図)

本研究科の教務及び学生生活に関する事務については、人間社会系事務部学生課法務研学務係が担当しており、その事務室は本研究科の講義室、演習室、自習室、図書室、法情報実習室等の諸施設を設置している人間社会第 2 講義棟に置いている。

**【データ 9-2】法務研究科担当事務職員数一覧**

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

単位：人

事務部長	1				
	総務課		会計課		学生課
課長	1		1		1
副課長	1		1		1
係長	総務係	人事係	経理係	調達係	法務研学務係
	1	1	1	1	1
主任	3	3	2	1	0
係員	1	2	1	1	1

(法務研学務係作成)

**基準 9-1-3**

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本研究科の設置者である国立大学法人金沢大学の学長が、効率的、合理的な大学運営及び本学の中期目標、中期計画、年度計画の実現のために役員会で決定された金沢大学予算編成方針に基づき、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために必要な人件費、教育経費、研究経費及び管理経費等について当初予算配分を行っている。【解釈指針 9-1-3-1】

本研究科の予算は、他の大学院に比して高額な授業料収入が確保されていることに配慮しつつ、法曹養成に必要な教育活動の維持・向上、及び学生の教育に必要な専門の図書室や法情報実習室の設置・管理に必要な経費を負担するものとなっている。(別添資料 47：平成 24 年度予算配分表及び決算書)

また、学長は、必要に応じ、本研究科の求めに応じて、財政上の事項について本研究科の意見を聴取する機会を設定している。

なお、前述のように、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために必要な予算は十分に配分されている。例えば、必要な非常勤講師費用は毎年確実に配分されている上、平成 22 年度の入学定員削減に際しても、教員定員の削減、予算の大幅削減は行われていない。(学生の現員減にともなう予算減は除く。)そのため、特別の経費要求については、「法曹養成教育の充実」に関する要求のみとなっている。(別添資料 48：平成 24 年度所要額調(特別事項要求分))

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 本研究科における教育活動及び管理運営を適切に実施するため、独自の意思決定機関である法務研究科会議を設置し、さらに専任の研究科長の下、八つの委員会を設置し、組織的に業務を行う体制を整備している。
- ② 本研究科の円滑な管理運営を実現するために、事務体制として、専用の係（角間人間社会系事務部学生課法務研学務係）に、専任の事務職員を2人配置している。
- ③ 本研究科における教育活動の維持及び向上を図るため、法科大学院の設置者である学長が財政面において配慮している。

### (2) 課題等

該当なし

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

##### 基準 10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準 10-1-1 に係る状況)

本研究科には、専用の施設として約 60 人収容できる講義室 (2 室)、同 20 人の演習室 (2 室)、法情報実習室 (1 室)、図書室 (1 室)、模擬法廷室 (1 室)、自習室 (8 室)、学生との相談室 (兼討論室) (1 室)、リフレッシュルーム (1 室)、学生アドバイザー室 (3 室)、教員の研究室 (16 室)、非常勤講師控室 (1 室)、研究科長室がある。(別添資料 4 : 2013(平成 25 年度)大学院法務研究科履修の手引 39-45 頁「角間地区建物、講義室、教員研究室配置図」、別添資料 49 : 施設設備の整備状況)

##### (1) 講義室・演習室・法情報実習室

講義室には 1 学年全員 (定員 25 人) を収容することができ、演習は 1 学年を 2 つのクラスに分けて実施するため、演習室も授業を実施するに十分なスペースを有している。

模擬法廷室には、模擬法廷セットが常設されており、ここで、模擬裁判、刑事訴訟実務の基礎などの各授業を行うことが可能になっている。

法情報実習室には、講師専用のパソコン・モニターのほか、LAN に接続したパソコンを 24 台設置しており、すべてのパソコンをプリンター 2 台と接続している。平成 25 年度にパソコン、プリンターはすべて新製品に入れ替えた(平成 26 年 3 月)。

情報検索端末は、法務研究科図書室及び法情報実習室 (講義等で使用していない場合に限り) のパソコンを 24 時間、自由に使用することができる。プロジェクター使用可能な教室は演習室を中心に、現在は 3 室あり、今後も増加させる計画である。(別添資料 49 : 施設設備の整備状況) 【解釈指針 10-1-1-1-1】

##### (2) 自習室

学生の自習室がある建物に出入りするためのカードキーを学生全員に貸与することで、年間を通じて 24 時間いつでも自習室を使用できる体制をとっている。自習室には学生全員分の机を確保している。また、学生が図書室に供えられた図書資料を有効活用した学習を可能にするため、本研究科図書室と同じ建物に自習室を置いている。【解釈指針 10-1-1-1-2】

### (3) 図書室

本研究科には専用の法務研究科図書室(120㎡)があり、図書委員会が管理運営している。本研究科学生及び教員は法務研究科カードキーを用いて24時間使用することができる。

同図書室には、図書5,785冊(購入分4,682冊、寄贈分646冊、法学部からの移管分457冊)(平成26年3月31日現在)、雑誌19誌を配架している。さらに、LLI判例・法律雑誌検索システムを導入している。

購入希望図書請求用紙により、図書の購入希望を積極的に受け付け、法務研究科図書室の充実を図っている。

図書室内には閲覧用テーブル17席、コイン、プリペイド・カード両方で使用できるコピー機1台、一般情報検索用パソコン6台、これらのパソコンに接続したプリンター2台、スキャナー1台が設置されており、平成26年3月には、従来より学生から強い要望があったため、これらの機器を新しいものと入れ替えた。また、図書に限らず、学生からのあらゆる要望を聞く目安箱も設置している。【解釈指針10-1-1-3】

図書の整理等については、司書資格経験を有する者が行っている。(週4日2時間勤務)【解釈指針10-1-1-4】

### (4) 教員室

専任教員すべてに1室ずつ、専用の研究室を設けている。各教員研究室には、研究・教育の効果的な実施のために各種の設備(机、椅子、テーブル、書棚等)、機器(エアコン、パソコン、プリンター等)が整備されている。また、非常勤教員については、教員控室に、テーブル、椅子、エアコン、パソコン等の設備を置き、授業等の準備を十分に行うことのできるスペースとなっている。【解釈指針10-1-1-5】

### (5) 学生相談室

学生が教員と面談するための独立した学生相談室を設けている。【解釈指針10-1-1-6】

### (6) その他

教室、自習室、図書館はすべて本研究科の専用であり、人間社会3号館に集約されている。そのため、管理も本研究科が独立で行うことができる。教員室については、人間社会2号館に設置されているものもあるが、3号館と隣接しているため学生の訪問等の支障はない。【解釈指針10-1-1-7】



## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 本研究科専用の施設のうち、本研究科図書室、法情報実習室、自習室については、本研究科学生、本研究科専任教員及び事務職員のみが入退室できるよう施設管理を行っている。また、本研究科学生からの勉学生活アンケートの実施、「目安箱」の設置（本研究科図書室内）等を行うなどして本研究科学生の学習環境の維持と施設の効率的利用を調整している。
- ② すべての学生に固定座席が与えられ、また、自習室と同じ建物内に専用図書室、法情報実習室があるなど、学生の学習環境が整っている。また、専用の鍵を各学生に貸与し、365日、24時間使用できるとともに、不審者が入らないよう建物内の安全性も担保されている。

### (2) 課題等

該当なし

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 11-1 自己点検及び評価

##### 基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

本研究科は、特に教育水準の維持向上を図るため「点検評価委員会」を設けるとともに、金沢大学大学院法務研究科自己点検評価規程を定め、同規程で定める教育課程の編成（3条（2））・成績評価（3条（2））、入学者選抜（3条（3））、学生の在籍（3条（2））、教員組織（3条（5））及び修了者の進路（3条（1）、（4））の事項を含めた評価を行い、隔年に「自己評価書」を作成している。教員の教育上の指導能力については、教員業績調書の記載事項について、毎年調査の上、自己点検・評価を行っている。（別添資料50：金沢大学大学院法務研究科自己点検評価規程、様式6：教員業績調書）また、外部評価委員会の評価を受けている。（同規程5条）【解釈指針11-1-1-1】（別添資料52：金沢大学大学院法務研究科外部評価委員と点検評価委員会との連絡会議議事要旨）

平成19年度、平成24年度の法科大学院の認証評価後、平成22年度に外部評価を受け、その結果をウェブサイトで公表した。

平成20年度においては、秋の新司法試験の結果を受け、文部科学省に改善計画書を提出した。その後、研究科会議及び関連委員会においてその内容を精査し、入学定員減など早急に実施すべきと判断したものから実施している。

平成21年度は、第1期中期目標・中期計画の最終年度という観点から自己点検を実施した。【解釈指針11-1-1-2】

**基準 11-1-2**

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

本研究科は、外部の有識者に対し外部評価委員を委嘱し、自己点検及び評価の検証を受けることとしている。この外部評価委員は、安村勉（千葉法科大学院教授）、尾島直樹（名古屋大学教授）、木梨松嗣（金沢弁護士会）、向峠仁志（金沢弁護士会）から成る。

**【解釈指針 11-1-2-1】**

外部評価委員の人選及び委嘱は平成 17 年度に行い、平成 18 年度に体制の整備を行った。具体的には、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受けた後 3 年以内に自己点検評価を実施することとし、外部評価委員との連絡会議を開催するとともに、諸規程を整備した。(別添資料 50：金沢大学大学院法務研究科自己点検評価規程，別添資料 51：金沢大学大学院法務研究科自己点検評価に係る外部評価委員に関する申合せ，別添資料 52：第 1 回金沢大学大学院法務研究科外部評価委員と点検評価委員会との連絡会議議事要旨)

規程により、法科大学院認証評価後、3 年以内に外部評価を受けることとなっており、平成 19 年度に認証評価を受けたため、平成 22 年 11 月 12 日に外部評価を受けている。平成 24 年度の認証評価により、平成 27 年度までに外部評価を受ける必要がある。

## 11-2 情報の公表

### 基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項，並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が，ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等，広く社会に周知を図ることができる方法によって，積極的に提供されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

本研究科における教育の理念や教育活動等を広く社会に周知するため，毎年，「法務研究科案内」を刊行している。法務研究科案内は，ウェブサイト及び印刷物の両方で行っており，教育理念，目的以外に①カリキュラムの構成，②サポート体制，③教員一覧，④在学生の様子，⑤司法試験合格者座談会，⑥修了生の活躍，⑦入試の流れ，⑧合格者データ等を記述している。(別添資料 1：2012 年法務研究科案内，別添資料 14：法務研究科ウェブサイト(PC版，携帯電話サイト版))

また，ウェブサイトにおいて，「クリニック」として実施する無料法律相談，講演会など各種活動の案内を掲載するなど，教育活動等の状況について，積極的に情報を提供している。さらに，入試に関しては，①試験問題・評価の割合，②志願者数及び合格者数，③合格者の内訳，④成績状況，⑤入学者の状況などは特に細かく情報提供を行っている。さらに，自己点検及び評価も毎年度更新している。【解釈指針 11-2-1-1】

専任教員の最近の教育業績，研究業績，社会貢献活動は，金沢大学及び本研究科のウェブサイトで公表しており，逐次更新している。【解釈指針 11-2-1-2】

**基準 11-2-2**

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2 に係る状況)

本研究科では、自己点検及び評価に関する文書及び評価の際に用いた資料、データ等の情報を、評価を受けた年から5年間（本学では金沢大学法人文書管理規則により10年間）、人間社会系事務部学生課法務研学務係において適切に保管している。（別添資料 58：国立大学金沢大学法人文書管理規則）また、本法務研究科設立年度の平成16年度より、学生の授業において使用した定期試験の問題、解答例、答案用紙、成績関連資料は、同学務係において原本を保管している。【解釈指針 11-2-2-1, 11-2-2-2】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ① 本研究科における教育活動等の状況について、本研究科設置の趣旨及び設置申請書の記載事項に照らして自己点検及び評価を組織的に行っている。
- ② 刊行物（法務研究科案内）を毎年発行し、また、ウェブサイト（PC版、携帯電話サイト版）を開設して常に新しい情報を積極的に公表している。

### (2) 課題等

該当なし